



神奈川県

神奈川県における
遺伝子組換え作物の栽培に係る届出等の手引き

(第1版)

平成22年12月

環境農政局農政部農政課

目 次

1 条例について	1
（ 1 ） 条例制定の背景	
（ 2 ） 条例の目的	
（ 3 ） 条例の規制の対象となる遺伝子組換え作物	
（ 4 ） 条例の対象となる栽培	
（ 5 ） 条例の対象となる者	
2 届出について	4
（ 1 ） 開放系栽培の計画の届出	
（ 2 ） 変更の届出	
（ 3 ） 開始（廃止、休止、再開）の届出	
（ 4 ） 終了の届出	
（ 5 ） 事故の届出	
（ 6 ） 承継の届出	
（ 7 ） 開放系栽培の計画の変更命令等	
（ 8 ） 届出の提出先・提出方法	
3 交雑等防止基準	29
（ 1 ） 交雑等防止基準の遵守	
（ 2 ） 交雑等防止基準のうち交雑を防止する基準	
（ 3 ） 交雑等防止基準のうち混入を防止する基準	
4 説明会の開催	33
（ 1 ） 説明会の開催の案内を行う周辺農業者等	
（ 2 ） 説明会の開催の案内を行う範囲（規則で定める地域）	
（ 3 ） 説明会の開催	
（ 4 ） 開催できない場合の周知方法	
5 交雑の有無の調査	35
（ 1 ） 調査方法	
（ 2 ） 交雑の有無の調査結果の報告	
6 管理責任者の設置等	38
（ 1 ） 管理責任者の職務内容	
（ 2 ） 管理責任者の届出	
7 事故時の措置	39
（ 1 ） 事故時の措置	
（ 2 ） 事故の届出	

8	その他の遵守事項	40
	(1) 標識の設置	
	(2) 記録の作成・保存	
9	報告徴収、立ち入り検査、一般作物の検査等	41
	(1) 報告徴収	
	(2) 立ち入り検査等	
	(3) 一般作物の検査等	
	(4) 立ち入り検査等における身分の提示	
10	情報の提供等、他の地方公共団体等との連携協力	42
	(1) 情報提供等	
	(2) 他の地方公共団体等との連携協力	
11	勧告、命令、罰則等	43
	(1) 勧告	
	(2) 中止命令等	
	(3) 罰則	
12	経過措置	44
	(1) 条例の適用開始の例外	
	(2) 条例のみなし適用	
13	参考資料	45
	(1) 用語の解説	
	(2) 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例	
	(3) 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例施行規則	
	(4) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（抜粋）	
	(5) 参考様式	

1 条例について

(1) 条例制定の背景

我が国では、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）に基づき、平成22年11月までに除草剤に抵抗性のあるダイズやセイヨウナタネなど10作物124種類の栽培が試験栽培を含めて承認されており、本県においても遺伝子組換え作物が栽培される可能性があります。

遺伝子組換え作物が、周辺の農業者に知らされないまま栽培された場合には、農業者は農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）や食品衛生法に基づく適正な食品表示ができないことから、県内産農産物に対する県民の信頼が損なわれることとなります。

また、遺伝子組換え作物の栽培が周知されていても、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑及び混入を防止するための措置が講じられていない場合には、周辺の一般作物は「遺伝子組換え不分別」という食品表示をしなければならず、商品価値の低下などによって農業者が経済的な被害を受けることとなります。特に、有機農産物や有機畜産物のための飼料作物などでは、遺伝子組換え技術の利用が認められていないことから、その被害は大きなものとなります。

平成21年7月に施行した神奈川県食の安全・安心の確保推進条例では、遺伝子組換え作物と食用の一般作物との交雑の防止等のための措置に関し必要な基準を定めるとともに、当該基準に基づく、助言、指導その他必要な措置を講ずることが規定され、それに基づき、平成22年1月から神奈川県遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドラインを施行したところです。

しかし、神奈川県遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドラインでは、行政指導に頼らざるを得ず、農業者の経済的な被害を回避し、生産上及び流通上の混乱を防止するためには、強制力を持った対策を講ずる必要があります。そのため、遺伝子組換え作物の栽培計画の届出、交雑及び混入の防止措置、周辺農業者等に対する説明会の開催を義務づけるとともに、罰則などを規定した神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例を平成22年3月に公布し、平成23年1月から施行することとしています。

なお、神奈川県遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドラインについては、遺伝子組換え作物の栽培に係る手続きの一元化を図る観点から、条例の施行日をもって廃止する予定です。

ア 遺伝子組換え作物に関連する本県の条例規則等

(7) 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例（平成23年1月1日施行）

(4) 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例施行規則（平成23年1月1日施行）

遺伝子組換え作物交雑等防止条例の施行に際して、交雑等防止基準、開放系栽培の計画の届出、交雑の有無の調査など施行に必要な事項や規則に委任した事項を規定しています。

(ウ) 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例

食の安全・安心の確保の推進に関する観点から、遺伝子組換え作物との交雑の防止等に関する基準の設定や、その基準に基づく助言や指導などを行うことを規定しています。

- (エ) 神奈川県遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドライン（平成23年1月廃止予定）
食の安全・安心の確保推進条例に基づく基準として、栽培計画の提出等を規定しています。

イ 遺伝子組換え作物の栽培等に関連するその他の規制の概要

- (ア) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）

生物の多様性を確保する観点から、遺伝子組換え生物等を規制しています。ただし、人が栽培する農作物などに対する交雑等は考慮されていません。

- (イ) 食品衛生法

遺伝子組換え食品等について、人への安全性を確保する観点から、安全性を審査しています。平成22年11月現在、7作物（じゃがいも、大豆、てんさい、とうもろこし、なたね、わた、アルファルファ）130種が審査済みとなっています。

- (ウ) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）

遺伝子組換え飼料について、家畜への安全性を確保する観点から、安全性を確認しています。平成22年11月現在、6作物（大豆、てんさい、とうもろこし、なたね、わた、アルファルファ）57種が確認済みとなっています。

(2) 条例の目的

本条例は、遺伝子組換え作物の栽培に関し必要な事項を定めることにより、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑及び遺伝子組換え作物の一般作物への混入を未然に防止するとともに、遺伝子組換え作物と一般作物との栽培の調整を図ることにより、遺伝子組換え作物の栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止することを目的としています。

(3) 条例の規制の対象となる遺伝子組換え作物

条例の規制の対象となる遺伝子組換え作物は、カルタヘナ法第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等に該当するもののうち、国内において栽培が承認（同法第4条第1項による承認）された作物となります。ただし、交雑のおそれのないカーネーション及びバラ（規則で指定したもの）は本条例では、規制の対象外としています。

国内で栽培が承認されている遺伝子組換え作物は、延べ10作物124種類ありますが、そのうち神奈川県内での栽培が可能なものは、5作物57種（バラ及びカーネーションは除く。平成22年11月現在）あります。

表1 カルタヘナ法に基づく国内栽培の承認状況 (平成22年11月現在)

	遺伝子組換え作物
国内で栽培が承認された作物のうち神奈川県内で栽培が可能なもの (うち条例の規制の対象外としたもの)	アルファルファ、セイヨウナタネ、ダイズ、テンサイ、トウモロコシ (カーネーション、バラ)
上記以外の国内で栽培が承認された作物	<u>イネ</u> 、 <u>ワタ</u>
過去に国内栽培が承認されたことのある作物	<u>クリーピングベントグラス</u>

※下線は、隔離圃場における試験栽培のみ承認されたもの

(4) 条例の対象となる栽培

条例の規制の対象となる栽培（開放系栽培）とは、カルタヘナ法第2条第5項で規定する第一種使用等に該当する栽培のことです。施設、設備などの建造物の外の大気、水又は土壌中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する意図を持たずに行う使用等（栽培など）であって、拡散の防止に係る明示する措置などの主務省令で定める措置（第2種使用に相当する措置）を執らざに行うものをいいます。

農業者の露地圃場での栽培のほか、通常の施設栽培、試験研究機関が行う屋外での栽培、隔離機能を持たない温室での試験栽培、拡散の防止に係る明示する措置などの主務省令に定める措置を執らずに屋内の実験室等で行う栽培（第一種使用が承認された作物に限る）なども本条例の対象となります。

(5) 条例の対象となる者

本条例の目的から、遺伝子組換え作物の開放系栽培を業として行う者が条例の対象となります。営利目的の栽培を行う農業者をはじめ、試験研究機関が行う試験研究を目的とした栽培も業にあたります。

ただし、市民農園や家庭菜園など自家消費や個人が趣味で行う栽培は業にあたらないので、規制の対象には含まれません。

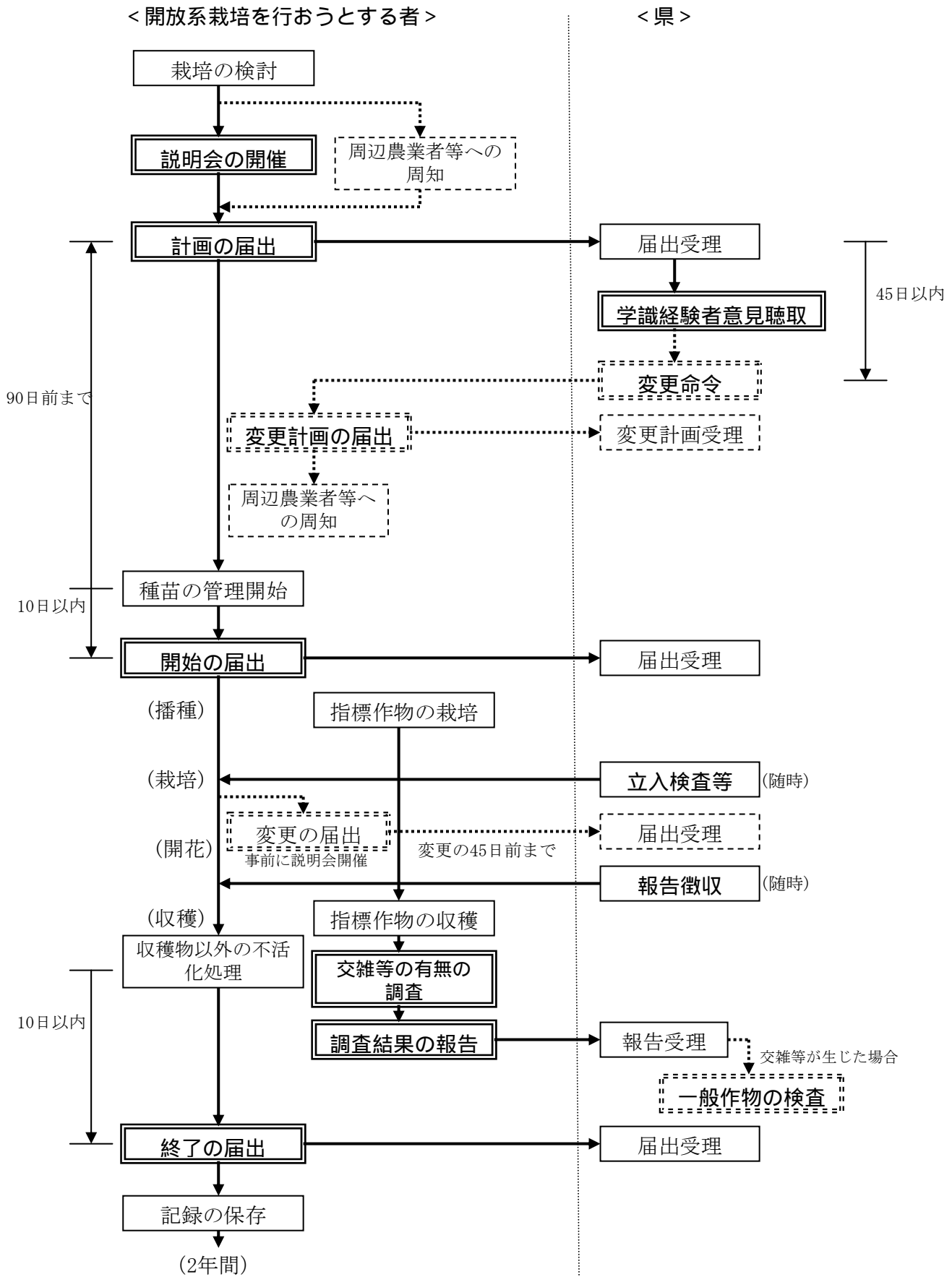
2 届出について

本条例では、次の事項について届出が必要です。

表2 届出事項

届出の名称	届出の概略	様式
開放系栽培計画届	開放系栽培を開始（種苗の管理を開始）する90日前までに届け出ます。	第1号様式
開放系栽培届出事項変更届	開放系栽培の計画の届出事項を変更するときは、45日前までに届け出ます。また、軽微な変更等の場合は、変更後10日以内に届け出ます。	第2号様式
開放系栽培開始届	開放系栽培を開始したときは、10日以内に届け出ます。	第3号様式
開放系栽培廃止届	開放系栽培を廃止したときは、10日以内に届け出ます。	第3号様式
開放系栽培休止届	開放系栽培を休止したときは、10日以内に届け出ます。	第3号様式
開放系栽培再開届	開放系栽培を再開したときは、10日以内に届け出ます。	第3号様式
開放系栽培終了届	開放系栽培を終了したときは、10日以内に届け出ます。	第4号様式
事故の届出	事故の発生により交雑等が生ずるおそれのあるとき、又は交雑等が生じたときは、速やかに、その事故の状況及び執った措置の内容を届け出ます。	任意様式
承継の届出	届出栽培者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内にその旨を届け出ます。	任意様式

遺伝子組換え作物の栽培に係る届出等手続きの流れ



(1) 開放系栽培の計画の届出

開放系栽培を行おうとする者は、事前に開放系栽培の計画を届け出ることが必要です。

ア 届出の様式

第1号様式を用います。

イ 届出の単位

開放系栽培を行おうとする者は、圃場等ごとにその計画を届け出ます。

次の場合は原則として1件の届出となります。

- ・1つの圃場等で遺伝子組換えダイズと遺伝子組換えトウモロコシなど複数の開放系栽培を同時に行う場合
- ・連続するまとまりのある圃場等で開放系栽培を行う場合。連続するまとまりのある圃場等とは、各圃場等との間が開放系栽培を行おうとする者の占有権が及ばない他人の土地、公道、河川等で分断されていないものをいいます。

次の場合は別個に届出が必要となります。

- ・遺伝子組換えダイズを連続しない（公道等で分断された）2つの圃場で栽培しようとする場合

ウ 届出の時期

開放系栽培を行おうとする者は、開放系栽培に係る種苗の管理を開始しようとする日の90日前までに届け出ることが必要です。

なお、届出に先立ち、あらかじめ説明会を開催する必要があります。（説明会の項目を参照）

種苗の管理とは、遺伝子組換え作物の種苗を入手し、一般作物の種苗と混入しないように保管・管理をすることをいいます。

エ 届出書に記載する事項

(ア) 開放系栽培を行おうとする者の氏名及び住所

氏名、住所のほか連絡先の電話番号も記入します。

なお、法人の場合にあつては、名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号を記入します。

(イ) 開放系栽培の目的

栽培の目的が試験研究、出荷又は販売、自家消費又は加工の場合にあつては、該当する口欄にレ印を記入します。それ以外の目的の栽培の場合は、その他の欄に具体的に目的を記入します。（展示栽培など）

(ウ) 開放系栽培に係る遺伝子組換え作物の名称及び種類

遺伝子組換え作物の名称（作物名）及び種類（品種又は系統）を記入します。

例) 名称（作物名） : トウモロコシ

種類（品種又は系統） : チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ

(cry1Ab, Zea mays L.) (MON810, OECD UI : MON-00810-06)

(イ) 開放系栽培に係る遺伝子組換え作物の遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律97号)第4条第1項の規定による承認の

状況並びに組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き第3条第1項の規定による安全性の審査及び組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き第3条第1項の規定による確認の有無

カルタヘナ法の規定による承認の状況については、承認年月日及び承認された第一種使用等の内容を「カルタヘナ法に基づき承認・確認された遺伝子組換え生物のリスト」（農林水産省）や「バイオセーフティクリアリングハウス（J-BCH）」ホームページ（環境省）等の情報を参考に記入します。（第一種使用等の内容に「栽培」又は「隔離圃場での試験等」が含まれていないものは、国内での栽培が認められていませんので、届出を受理できません。）同様に食品及び使用の安全性に係る事項について、該当する口欄にレ印を記入します。

(オ) 開放系栽培を行う圃場等の所在地

地番等を含む圃場又は施設の所在地を記入します。

(カ) 開放系栽培を行う圃場等の規模及び構造

「規模」については、圃場にあつては総面積及び各圃場の面積、施設にあつては延べ面積並びに各施設の延べ面積及び棟数を記入します。

「構造」については、ビニールハウス、ガラス温室などの施設の構造を記入します。

(キ) 開放系栽培の期間

遺伝子組換え作物の種苗の管理を開始する日（種苗を入手する日）から、当該圃場等において当該遺伝子組換え作物の収穫物以外の部位の不活化の措置及び収穫に伴う乾燥その他の調整作業が完了する日までの期間を記入します。

(ク) 開放系栽培に係る交雑等防止措置の内容

遺伝子組換え作物と一般作物との交雑等を防止するための措置の内容について、該当する口欄にレ印を記入するとともに、具体的な措置の内容を記入します。

(ケ) 一般作物との交雑の有無を確認するための調査に関する事項

交雑等防止措置によって、交雑が適確に防止されたかを確認するための調査の方法について、該当する口欄にレ印を記入するとともに、具体的な措置の内容を記入します。

(コ) 管理責任者の氏名及び住所

管理責任者を設置した場合には、その者の氏名及び住所を記入します。届出栽培者が自ら管理責任者となる場合には、「届出栽培者と同じ」等、その旨が分かるように記入してください。法人にあつては住所の欄に所属も併せて記入します。

(サ) 開放系栽培の作業工程

開放系栽培の作業工程として、作業の時期、作業の工程及び作業の方法を簡潔に記入します。

(シ) 開放系栽培に使用する機械器具等の概要及び導入計画

使用する機械器具等（機械器具及び施設）の概要として、作業の工程ごとに機械器具等の名称、作業能力、数量を記入します。

また、新たな機械器具等の導入を計画している場合は、導入計画の欄に具体的な内

容を記入してください。

なお、(オ)に記入した栽培に係る施設は記入する必要はありません。

(ス) 開放系栽培に係る収穫物の出荷又は販売の有無及び出荷又は販売をしない収穫物がある場合にあっては、その収穫物の使用の方法

収穫物の使用方法について、該当する口欄にレ印を記入するとともに、出荷又は販売をしない場合にあっては、収穫物の使用方法を具体的に記入します。

また、収穫を目的としない栽培等にあっては、その旨（「収穫を目的としない栽培」「試験研究に用いる」）記入します。

(セ) 開放系栽培に係る収穫物の収穫後（収穫の目的以外の目的で行う開放系栽培にあっては、その目的の達成後）の当該開放系栽培を行った圃場等の使用の方法

規則第3条第1項第5号において、開放系栽培に係る収穫物の収穫後1年間は、当該開放系栽培を行った圃場等において遺伝子組換え作物が混入するおそれがある一般作物は栽培しないこととしていることから、記入する項目です。

収穫後の当該圃場等の使用の方法について、使用する時期（期間）及び使用の方法を記入（作物を栽培する場合にあっては、作物名を含めて記入）します。

なお、収穫物の収穫後1年間の間に複数の作物を栽培する場合にあっては、すべての栽培について記入します。

(ソ) 応急の措置に係る事項

事故の発生により交雑等が生ずるおそれのあるときや、交雑等が生じたときの連絡体制、知事への報告方法、その他事項について記入します。その他については応急措置の内容等について記入します。

（その他の記入例：交雑等が生ずるおそれのあるとき等は、速やかに出荷先等に対し、検査結果で問題ないことが確認されるまで流通を停止するよう要請する。）

オ 添付書類

届出の際には、届出書のほか次の書類を添付します。

- (ア) 開放系栽培を行う圃場等の付近の見取図
- (イ) 開放系栽培を行う圃場等の規模及び構造を明らかにした図面
- (ウ) 説明会の概要を記載した書類又は周知の概要を記載した書類
任意様式としています。（参考様式1及び2）

カ 届出書記載上の注意

様式では、記載する枠が小さく必要な事項が書ききれない場合は、別紙に記入し添付してください。

一つの圃場で複数の遺伝子組換え作物を栽培する場合は、交雑等防止措置や作業工程等が作物ごとに異なることが想定されます。その場合には、作物ごとに別紙とするなどして工夫してください。

< 記入例 >

第1号様式 (第4条関係) (第1面) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

平成23年 1月 5日

神奈川県知事殿

住所 市 999番地
届出者 氏名 神奈川 太郎
電話番号 (####) ## - ####

開放系栽培計画届出書

神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 開放系栽培の目的

<input type="checkbox"/> 試験研究	<input checked="" type="checkbox"/> 出荷又は販売	<input type="checkbox"/> 自家消費又は加工
<input type="checkbox"/> その他 ()		

2 開放系栽培に係る遺伝子組換え作物に係る事項

名称 (作物名)	ダイズ
種類 (品種又は系統)	除草剤グリホサート耐性ダイズ (cp4 epsps, Glycine max (L.) Merr) (40-30-2, OECD UI:MON-04032-6)
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第4条第1項の規定による承認の状況	承認年月日 (2008年5月25日) 承認された第一種使用等の内容 (食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為)
組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續第3条第1項の規定による安全性の審査の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 審査済 <input type="checkbox"/> 未審査
組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續第3条第1項の規定による確認の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 未確認

3 開放系栽培を行う圃場等の所在地

市 996番地、同997番地

4 開放系栽培を行う圃場等の規模及び構造

規模	<input checked="" type="checkbox"/> 圃場 総面積 2,000平方メートル (各圃場の面積 1,000平方メートル×2) <input type="checkbox"/> 施設 延べ面積 平方メートル (各施設の延べ面積及び棟数)
構造	<input type="checkbox"/> ビニールハウス <input type="checkbox"/> ガラス温室 <input type="checkbox"/> その他 ()

(第2面)

5 開放系栽培の期間

2011年 4月10日から 2011年11月30日まで

6 開放系栽培に係る交雑等防止措置の内容

(1) 交雑を防止するための措置

<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例施行規則第2条第1号該当 (確保する距離 10メートル)
<input type="checkbox"/> 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例施行規則第2条第2号該当 (確保する距離 メートル) <input type="checkbox"/> 花粉の生成を防止するための措置 〔具体的な措置の内容〕
<input type="checkbox"/> 花粉の飛散又は昆虫等による花粉の運搬を防止するための措置 〔具体的な措置の内容〕
<input type="checkbox"/> 当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物の通常想定される開花期とその開花期とを重複させないための措置 〔具体的な措置の内容〕
開花期に風速25メートル毎秒以上の風が予想されるときに執る措置
<input type="checkbox"/> 花粉の生成を防止するための措置 〔具体的な措置の内容〕
<input type="checkbox"/> 花粉の飛散を防止するための措置 〔具体的な措置の内容〕
<input type="checkbox"/> 風の影響を受けない施設内において開放系栽培を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 花粉の飛散により交配する遺伝子組換え作物でない。

(第3面)

(2) 混入を防止するための措置

ア 開放系栽培に係る種苗の管理に関する措置
(7) <input checked="" type="checkbox"/> 当該開放系栽培に係る種苗を当該開放系栽培に係る遺伝子組換え作物が混入するおそれがある一般作物（以下「要区分一般作物」という。）の種苗と区分して保管し、及び管理するために必要な措置 （具体的な措置の内容 種子の保管庫を別にする。播種を別の日に行う。 ）
<input type="checkbox"/> 開放系栽培を行おうとする者（その者が当該開放系栽培に係る圃場等を他の者と共同で使用しようとする場合にあつては、当該他の者を含む。）が要区分一般作物の種苗の保管及び管理並びに要区分一般作物の栽培を行わない。
(8) <input checked="" type="checkbox"/> 要区分一般作物を栽培する圃場等に当該開放系栽培に係る種苗を散乱させないために必要な措置 （具体的な措置の内容 種子の運搬や播種作業時、一般作物の栽培圃場へ立ち入らない。 ）
(9) <input checked="" type="checkbox"/> 鳥獣の侵入を防止するために必要な措置 （具体的な措置の内容 播種期及び収穫期に防鳥網を設置する。 ）
<input type="checkbox"/> 鳥獣が侵入するおそれがない施設内において開放系栽培を行う。
イ 開放系栽培に係る収穫物の管理に関する措置
(7) <input checked="" type="checkbox"/> 当該開放系栽培に係る収穫物を要区分一般作物の収穫物と区分して保管し、及び管理するために必要な措置 （具体的な措置の内容 収穫作業を別の日に行うとともに、保管場所を別にする。 ）
<input type="checkbox"/> 収穫を目的とした開放系栽培でない。
<input type="checkbox"/> 開放系栽培を行おうとする者（その者が当該開放系栽培に係る圃場等を他の者と共同で使用しようとする場合にあつては、当該他の者を含む。）が要区分一般作物の収穫物の保管及び管理並びに要区分一般作物の栽培を行わない。
(8) <input checked="" type="checkbox"/> 当該開放系栽培に係る収穫物の搬出、運搬等の際の落下を防止するために必要な措置 （具体的な措置の内容 収穫物は封のできる袋に入れ、運搬の際には荷台のあたりを越えて積まない。 ）
<input type="checkbox"/> 収穫を目的とした開放系栽培でない。
ウ 開放系栽培に係る収穫物以外の部位を不活化するために必要な措置 （具体的な措置の内容 残さは圃場へすき込む。 ）
エ 開放系栽培に使用する用具、機械器具及び施設の管理に関する措置
<input checked="" type="checkbox"/> 当該開放系栽培に係る圃場等以外の場所への遺伝子組換え作物の落下を防止するために必要な措置 （具体的な措置の内容 圃場を出る際には、用具や機械器具に付着した土等をあらかじめ落とす。 ）
<input type="checkbox"/> 専用の機械器具及び施設（以下「機械器具等」という。）の使用
<input checked="" type="checkbox"/> 機械器具等（機械器具の部品を含む。）の定期的な洗浄又は清掃
<input checked="" type="checkbox"/> 開放系栽培に係る収穫物の収穫後1年未満の間に当該開放系栽培を行った圃場等において要区分一般作物を栽培する場合に執る措置
<input type="checkbox"/> 遺伝子組換え作物の種子を生じさせない措置 （具体的な措置の内容）
<input checked="" type="checkbox"/> 当該圃場等に残存する種子の発芽を防止するための措置 （具体的な措置の内容 クロルピクリン剤による土壌消毒を実施する。 ）

(第4面)

7 一般作物との交雑の有無を確認するための調査に関する事項

<input type="checkbox"/>	人為的に導入された核酸を有する遺伝子を検知することができる方法 (具体的な確認方法)
<input type="checkbox"/>	薬剤耐性の有無を確認する方法 (具体的な確認方法)
<input checked="" type="checkbox"/>	人為的に導入された核酸を有する遺伝子によって生じたたんぱく質を検知することができる方法 (具体的な確認方法 市販検査キット(商品名など)により確認する。)
<input type="checkbox"/>	その他科学的な検知方法 (具体的な確認方法)

8 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第8条第1項の管理責任者の氏名及び住所

氏名	届出者と同じ。
住所	

9 開放系栽培の作業工程

作業の時期	作業の工程	作業の方法
別紙のとおり		

10 開放系栽培に使用する機械器具等の概要及び導入計画

(1) 概要

作業の工程	機械器具等の名称	作業能力	数量
耕うん	乗用トラクター	30PS	1台
施肥、播種	施肥播種機	2～6条	1台
中耕培土	ロータリーカルチ	4条	1台
農薬散布	ブームスプレイヤ	500L 6m	1台
収穫	汎用コンバイン	35PS、刈幅1.5m	1台
	トラック	2トン積み	1台
乾燥機	乾燥機	1.5トン用	1台
残さすき込み	乗用トラクター	30PS	1台

(2) 導入計画

なし

(第5面)

- 11 開放系栽培に係る収穫物の出荷又は販売の有無及び出荷又は販売をしない収穫物がある場合にあっては、その収穫物の使用の方法

<input checked="" type="checkbox"/> 出荷 <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 出荷又は販売をしない (収穫物の使用の方法)
--

- 12 開放系栽培に係る収穫物の収穫後の当該開放系栽培を行った圃場等の使用の方法

使用する時期	2012年 6月から 2012年10月まで
使用の方法	ダイズ(遺伝子組換えでない)の作付け

- 13 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第11条第1項に規定する応急の措置に係る事項

連絡体制	届出者が必要な情報を集約し、自ら関係機関へ連絡・報告等を行う。
知事への報告の方法	電話連絡ののち、速やかにFAXで状況を届け出る。
その他	生産や流通上の混乱を防止するための応急措置を遅滞なく取る。

- 備考
- 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
 - 2 第1面4の欄には、開放系栽培に係る施設のうち、当該開放系栽培に係る播種又は移植から収穫に至るまでの間に使用する施設について記載してください。
 - 3 試験研究を目的とする開放系栽培の場合は、第3面(2)イの欄には当該試験研究に用いる部位について、ウの欄には当該試験研究に用いる部位以外の部位について記載してください。
 - 4 第4面10の欄には、機械器具及び第1面4の欄に記載した施設以外の施設について記載してください。
 - 5 収穫の目的以外の目的で行う開放系栽培の場合は、第5面12の欄には、その目的の達成後の圃場等の使用の方法について記載してください。
 - 6 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付してください。

添付書類

- 1 開放系栽培を行う圃場等の付近の見取図
- 2 開放系栽培を行う圃場等の規模及び構造を明らかにした図面
- 3 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第6条第1項の規定により開催した説明会の概要(当該説明会を開催することができなかった場合にあっては、同条第2項の規定による周知の概要)を記載した書類

別紙 開放系栽培の作業工程

作業の時期	作業の工程	作業の方法
4月中旬	種子入手	区分して保管管理
6月上旬	耕うん(荒起こし)	乗用トラクターにより実施
6月下旬	施肥、耕うん、畝たて、播種	乗用トラクター+施肥播種機により同時作業
8月上旬	中耕培土	乗用トラクター+ロータリーカルチにより実施
8月中旬	農薬散布	乗用トラクター+ブームスプレイヤにより殺虫剤を散布
10月下旬	収穫 乾燥	汎用コンバインにより実施 乾燥機を使用
11月上旬	コンバイン清掃	コンバイン分解清掃
11月中旬	乾燥機清掃	乾燥機分解清掃
11月下旬	残さすき込み	乗用トラクターにより耕うん

(2) 変更の届出

届出栽培者は、開放系栽培の計画の届出事項を変更するときには、届け出ることが必要です。

ア 届出の様式

第2号様式を用います。

イ 変更の45日前までに届出が必要なもの

届出栽培者は、開放系栽培の計画の届出事項のうち、次の事項を変更するときには、45日前までに届け出ることが必要です。

(7) 開放系栽培を行う圃場等の所在地

場所の移動を伴わない所在地の地番の変更（区画整理等）又は圃場等の増減に伴う所在地の加除等が該当します。開放系栽培を行う圃場等の移動が伴う場合は、新たに計画を届け出る必要があります。

(4) 開放系栽培を行う圃場等の規模及び構造

圃場等の面積を拡大する場合や施設の構造を変更するときなどには、届け出る必要があります。なお、規模を縮小する場合は、次のウの手続きとなります。

(ウ) 開放系栽培の期間

開放系栽培の期間が拡大する場合には、届け出る必要があります。なお、期間を短縮する場合は、次のウの手続き、開放系栽培を廃止する場合は、廃止の届出となります。

(エ) 開放系栽培に係る交雑等防止措置の内容

交雑等防止措置を変更するときには、届け出る必要があります。なお、執るべき交雑等防止措置を追加する場合は、次のウの手続きとなります。

(オ) 一般作物との交雑の有無を確認するための調査に関する事項

交雑の有無を確認するための調査の交雑の確認方法等を変更するときには、届け出る必要があります。

ウ 変更後10日以内に届出が必要なもの（軽微な事項等の変更）

届出栽培者は、開放系栽培の計画の届出事項のうち、次の事項（軽微な事項等）を変更したときには、10日以内に届け出ることが必要です。

(7) 開放系栽培を行おうとする者の氏名及び住所

(4) 開放系栽培の目的

(ウ) 開放系栽培に係る遺伝子組換え作物の種類

(エ) 管理責任者の氏名及び住所

(オ) 開放系栽培に係る遺伝子組換え作物の遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律97号)第4条第1項の規定による承認の状況並びに組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き第3条第1項の規定による安全性の審査及び組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き第3条第1項の規定による確認の有無

(カ) 開放系栽培の作業工程

- (キ) 開放系栽培に使用する機械器具等の概要及び導入計画
- (ク) 開放系栽培に係る収穫物の出荷又は販売の有無及び出荷又は販売をしない収穫物がある場合にあっては、その収穫物の使用の方法
- (ケ) 開放系栽培に係る収穫物の収穫後（収穫の目的以外の目的で行う開放系栽培にあっては、その目的の達成後）の当該開放系栽培を行った圃場等の使用の方法
- (コ) 応急の措置に係る事項
- (カ) 開放系栽培の期間
期間を短縮する場合に限り、当該開放系栽培を廃止する場合を除きます。それ以外の変更は、イの手続きとなります。
- (シ) 開放系栽培を行う圃場等の規模
圃場等の規模を縮小する場合に限ります。それ以外の変更は、イの手続きとなります。
- (ス) 条例第3条第1項に規定する交雑等防止措置
執るべき交雑等防止措置を追加する場合に限ります。それ以外の変更は、イの手続きとなります。

エ 変更の届出ができない事項

開放系栽培の計画の届出事項のうち、次の事項を変更することはできません。当該事項を変更する必要があるときには、当該届出を廃止した上で、改めて開放系栽培の計画の届出をすることが必要です。

- (7) 開放系栽培を行う圃場等の所在地
圃場等の移動を伴う場合は、変更の届出はできません。
- (イ) 開放系栽培に係る遺伝子組換え作物の名称
「ダイズ」から「トウモロコシ」のような作物の変更を伴う届出はできません。

オ 添付書類

届出の際には、届出書のほか次の書類を添付します。

- (7) 開放系栽培を行う圃場等の付近の見取図
開放系栽培を行う圃場等の所在地を変更する場合
- (イ) 開放系栽培を行う圃場等の規模及び構造を明らかにした図面
開放系栽培を行う圃場等の規模及び構造を変更する場合
- (ウ) 説明会の概要を記載した書類又は周知の概要を記載した書類
開放系栽培を行う圃場等の追加等に伴い、改めて説明会を開催した場合
任意様式としています。（参考様式1又は2）

< 記入例 >

第 2 号様式 (第 7 条関係) (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

平成 2 3 年 6 月 1 日

神奈川県知事殿

住所 市 9 9 9 番地
届出者 氏名 神奈川 太郎
電話番号 (####) ## - ####

開放系栽培計画届出事項変更届出書

開放系栽培計画の届出事項を変更したい(した)ので、神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第 7 条第 1 項(第 4 項)の規定により、次のとおり届け出ます。

開放系栽培計画届出年月日	平成 2 3 年 1 月 5 日	
変更(予定)年月日	平成 2 3 年 7 月 2 0 日	
変更事項	開放系栽培の期間、開放系栽培の作業工程	
変更内容	変更前	変更後
	(開放系栽培の期間) 2 0 1 1 年 4 月 1 0 日から 2 0 1 1 年 1 1 月 3 0 日まで (開放系栽培の作業工程) 別紙	(開放系栽培の期間) 2 0 1 1 年 4 月 1 0 日から 2 0 1 1 年 1 2 月 1 0 日まで (開放系栽培の作業工程) 別紙
変更の理由	開放系栽培の作業スケジュールの見直しに伴う変更。	

添付書類

- 1 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第 7 条第 1 項の規定による届出の場合は、開放系栽培を行う圃場等の付近の見取図、開放系栽培を行う圃場等の規模及び構造を明らかにした図面並びに同条例第 6 条第 1 項の規定により開催した説明会の概要(当該説明会を開催することができなかった場合にあっては、同条第 2 項の規定による周知の概要)を記載した書類
- 2 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第 7 条第 4 項の規定による届出のうち、開放系栽培を行う圃場等の規模の縮小の場合は、変更後の開放系栽培を行う圃場等の規模及び構造を明らかにした図面

別紙 開放系栽培の作業工程
(変更前)

作業の時期	作業の工程	作業の方法
4月中旬	種子入手	区分して保管管理
6月上旬	耕うん(荒起こし)	乗用トラクターにより実施
6月下旬	施肥、耕うん、畝たて、播種	乗用トラクター+施肥播種機により同時作業
8月上旬	中耕培土	乗用トラクター+ロータリーカルチにより実施
8月中旬	農薬散布	乗用トラクター+ブームスプレイヤにより殺虫剤を散布
10月下旬	収穫 乾燥	汎用コンバインにより実施 乾燥機を使用
11月上旬	コンバイン清掃	コンバイン分解清掃
11月中旬	乾燥機清掃	乾燥機分解清掃
11月下旬	残さすき込み	乗用トラクターにより耕うん

(変更後)

作業の時期	作業の工程	作業の方法
4月中旬	種子入手	区分して保管管理
6月上旬	耕うん(荒起こし)	乗用トラクターにより実施
6月下旬	施肥、耕うん、畝たて、播種	乗用トラクター+施肥播種機により同時作業
8月上旬	中耕培土	乗用トラクター+ロータリーカルチにより実施
8月中旬	農薬散布	乗用トラクター+ブームスプレイヤにより殺虫剤を散布
10月下旬	収穫 乾燥	汎用コンバインにより実施 乾燥機を使用
11月上旬	コンバイン清掃	コンバイン分解清掃
11月下旬	残さすき込み	乗用トラクターにより耕うん
12月上旬	乾燥機清掃	乾燥機分解清掃

(3) 開始(廃止、休止、再開)の届出

届出栽培者は、開放系栽培に係る種苗の管理を開始したときは開始届を、開放系栽培を廃止、休止、再開したときは、それぞれ廃止届、休止届、再開届を、その事実が生じた日から10日以内に届け出ることが必要です。

ア 届出の様式

第3号様式を用います。

イ 届出の種類及び時期

(ア) 開始届

開放系栽培に係る種苗の管理を開始したときに届け出ます。開放系栽培の開始とは、開放系栽培に係る種苗を入手し、管理を開始しなければならない状態になったときを指します。開放系栽培に係る圃場等において播種又は移植をしたときではないので、注意が必要です。

(イ) 廃止届

開放系栽培を廃止したときに届け出ます。開放系栽培の廃止とは、開放系栽培の開始後、何らかの事情により栽培等を中止し、届出された栽培期間内に再開する予定がない場合で、栽培している遺伝子組換え作物の不活化の措置及び当該作業に用いた機械器具等の洗浄又は清掃が完了したときを指します。

※ 機械器具等の洗浄又は清掃は、規則第3条第3項適用。(ウ)も同じ。

(ウ) 休止届

開放系栽培を休止したときに届け出ます。開放系栽培の休止とは、開放系栽培の開始後、何らかの事情により栽培を一旦中止し、改めて再開する予定がある場合で、栽培している遺伝子組換え作物の不活化の措置及び当該作業に用いた機械器具等の洗浄又は清掃が完了したときを指します。

(エ) 再開届

開放系栽培を再開したときに届け出ます。開放系栽培の再開とは、開放系栽培の休止後、改めて開放系栽培を開始する場合で、開放系栽培に係る圃場等に改めて播種又は移植をしたときを指します。なお、新たに開放系栽培に係る種苗を入手し直したときには、そのときを指します。

ウ 届出書に記載する事項

次の事項を届出書に記入します。なお、(オ)及び(カ)は、該当する場合のみ記入します。

(ア) 届出栽培者の氏名及び住所

(イ) 開放系栽培計画届出年月日

(ウ) 開放系栽培に係る遺伝子組換え作物の名称及び種類

(エ) 開放系栽培を開始(廃止・休止・再開)した年月日

(オ) 開放系栽培を廃止(休止・再開)した理由

(カ) 開放系栽培を廃止(休止)した遺伝子組換え作物の処分の方法

< 記入例 >

第 3 号様式 (第 8 条関係) (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

平成 2 3 年 4 月 2 0 日

神奈川県知事殿

住所 市 9 9 9 番地
届出者 氏名 神奈川 太郎
電話番号 (####) ## - ####

開放系栽培開始~~(廃止・休止・再開)~~届出書

開放系栽培を開始~~(廃止・休止・再開)~~したので、神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。

開放系栽培計画届出年月日	平成 2 3 年 1 月 5 日	
開放系栽培を開始 (廃止・休止・再開) した遺伝子組換え作物	名称 (作物名)	ダイズ
	種類 (品種又は系統)	除草剤グリホサート耐性ダイズ (cp4 epsps, Glycine max (L.) Merr) (40-30-2, OECD UI:MON-04032-6)
開放系栽培を開始 (廃止・休止・再開) した年月日	平成 2 3 年 4 月 1 5 日	
開放系栽培を廃止 (休止・再開) した理由		
開放系栽培を廃止 (休止) した 遺伝子組換え作物の処分の方法		

(4) 終了の届出

届出栽培者は、開放系栽培を終了したときは、終了届を、その日から10日以内に届け出る必要があります。

ア 届出の様式

第4号様式を用います。

イ 届出の時期

開放系栽培が終了したときに届け出ます。開放系栽培の終了とは、栽培している遺伝子組換え作物の不活化の措置及び収穫に伴う乾燥その他の調整作業が完了したときを指します。

ウ 届出書に記載する事項

次の事項を届出書に記入します。

- (ア) 届出栽培者の氏名及び住所
- (イ) 開放系栽培の目的
- (ロ) 開放系栽培に係る遺伝子組換え作物の名称及び種類
- (ハ) 開放系栽培を行った圃場等の所在地
- (ニ) 開放系栽培を行った圃場等の規模及び構造
- (ホ) 開放系栽培の期間
- (ヘ) 開放系栽培に係る交雑等防止措置の実施状況
- (ニ) 一般作物との交雑の有無を確認するための調査に関する事項
- (ケ) 開放系栽培の作業工程
- (コ) 開放系栽培に使用した機械器具等
- (ク) 開放系栽培に係る収穫物の出荷又は販売の有無及び出荷又は販売をしない収穫物がある場合にあつては、その収穫物の使用の方法
- (ク) 開放系栽培に係る収穫物の収穫後（収穫の目的以外の目的で行う開放系栽培にあつては、その目的の達成後）の当該開放系栽培を行った圃場等の使用の方法

< 記入例 >

第 4 号様式 (第 8 条関係) (第 1 面) (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日

神奈川県知事殿

住所 市 9 9 9 番地
届出者 氏名 神奈川 太郎
電話番号 (####) ## - ####

開放系栽培終了届出書

神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 開放系栽培の目的

<input type="checkbox"/> 試験研究	<input checked="" type="checkbox"/> 出荷又は販売	<input type="checkbox"/> 自家消費又は加工
<input type="checkbox"/> その他 ()		

2 開放系栽培に係る遺伝子組換え作物の名称及び種類

名称 (作物名)	ダイズ
種類 (品種又は系統)	除草剤グリホサート耐性ダイズ (cp4 epsps, Glycine max (L.) Merr) (40-30-2, OECD UI:MON-04032-6)

3 開放系栽培を行った圃場等の所在地

市 9 9 6 番地、同 9 9 7 番地

4 開放系栽培を行った圃場等の規模及び構造

規模	<input checked="" type="checkbox"/> 圃場 総面積 2,000 平方メートル (各圃場の面積 1,000 平方メートル × 2) <input type="checkbox"/> 施設 延べ面積 平方メートル (各施設の延べ面積及び棟数)
構造	<input type="checkbox"/> ビニールハウス <input type="checkbox"/> ガラス温室 <input type="checkbox"/> その他 ()

5 開放系栽培の期間

2 0 1 1 年 4 月 1 0 日から 2 0 1 1 年 1 2 月 1 0 日まで

(第3面)

(2) 混入を防止するための措置

<p>ア 開放系栽培に係る種苗の管理に関する措置</p> <p>(7) <input checked="" type="checkbox"/> 当該開放系栽培に係る種苗を当該開放系栽培に係る遺伝子組換え作物が混入するおそれがある一般作物（以下「要区分一般作物」という。）の種苗と区分して保管し、及び管理するために必要な措置 （具体的な措置の内容 種子の保管庫を別にした。播種を別の日に行った。）</p> <p><input type="checkbox"/> 届出栽培者（届出栽培者が当該開放系栽培に係る圃場等を他の者と共同で使用した場合には、当該他の者を含む。）が要区分一般作物の種苗の保管及び管理並びに要区分一般作物の栽培を行わなかった。</p> <p>(4) <input checked="" type="checkbox"/> 要区分一般作物を栽培する圃場等に当該開放系栽培に係る種苗を散乱させないために必要な措置 （具体的な措置の内容 種子の運搬や播種作業時、一般作物の栽培圃場へ立ち入らない措置を執った。）</p> <p>(3) <input checked="" type="checkbox"/> 鳥獣の侵入を防止するために必要な措置 （具体的な措置の内容 播種期及び収穫期に防鳥網を設置した。）</p> <p><input type="checkbox"/> 鳥獣が侵入するおそれがない施設内において開放系栽培を行った。</p>
<p>イ 開放系栽培に係る収穫物の管理に関する措置</p> <p>(7) <input checked="" type="checkbox"/> 当該開放系栽培に係る収穫物を要区分一般作物の収穫物と区分して保管し、及び管理するために必要な措置 （具体的な措置の内容 収穫作業を別の日に行うとともに、保管場所を別にした。）</p> <p><input type="checkbox"/> 収穫を目的とした開放系栽培でなかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 届出栽培者（届出栽培者が当該開放系栽培に係る圃場等を他の者と共同で使用した場合には、当該他の者を含む。）が要区分一般作物の収穫物の保管及び管理並びに要区分一般作物の栽培を行わなかった。</p> <p>(4) <input checked="" type="checkbox"/> 当該開放系栽培に係る収穫物の搬出、運搬等の際の落下を防止するために必要な措置 （具体的な措置の内容 収穫物は封のできる袋に入れ、運搬の際には荷台のあたりを越えて積まない措置を執った。）</p> <p><input type="checkbox"/> 収穫を目的とした開放系栽培でなかった。</p>
<p>ウ 開放系栽培に係る収穫物以外の部位を不活化するために必要な措置 （具体的な措置の内容 収穫物以外の残さは圃場へすき込んだ。）</p>
<p>エ 開放系栽培に使用する用具、機械器具及び施設の管理に関する措置</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該開放系栽培に係る圃場等以外の場所への遺伝子組換え作物の落下を防止するために必要な措置 （具体的な措置の内容 圃場を出る際には、用具や機械器具に付着した土等をあらかじめ落とす措置を執った。）</p> <p><input type="checkbox"/> 専用の機械器具及び施設（以下「機械器具等」という。）の使用</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 機械器具等（機械器具の部品を含む。）の定期的な洗浄又は清掃</p>
<p><input type="checkbox"/> 開放系栽培に係る収穫物の収穫後1年未満の間に当該開放系栽培を行った圃場等において要区分一般作物を栽培する場合に執る措置</p> <p><input type="checkbox"/> 遺伝子組換え作物の種子を生じさせない措置 （具体的な措置の内容</p> <p><input type="checkbox"/> 当該圃場等に残存する種子の発芽を防止するための措置 （具体的な措置の内容 クロルピクリン剤による土壌消毒を実施予定。）</p>

(第4面)

7 一般作物との交雑の有無を確認するための調査に関する事項

<input type="checkbox"/> 人為的に導入された核酸を有する遺伝子を検知することができる方法 (具体的な確認方法)
<input type="checkbox"/> 薬剤耐性の有無を確認する方法 (具体的な確認方法)
<input checked="" type="checkbox"/> 人為的に導入された核酸を有する遺伝子によって生じたたんぱく質を検知することができる方法 (具体的な確認方法 市販検査キット(商品名など) により確認した。)
<input type="checkbox"/> その他科学的な検知方法 (具体的な確認方法)

8 開放系栽培の作業工程

作業の時期	作業の工程	作業の方法
別紙のとおり		

9 開放系栽培に使用した機械器具等

作業の工程	機械器具等の名称	作業能力	数量
別紙のとおり			

10 開放系栽培に係る収穫物の出荷又は販売の有無及び出荷又は販売をしない収穫物がある場合にあっては、その収穫物の使用の方法

<input checked="" type="checkbox"/> 出荷 <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 出荷又は販売をしない (収穫物の使用の方法)
--

11 開放系栽培に係る収穫物の収穫後の当該開放系栽培を行った圃場等の使用の方法

使用する時期	2012年 6月から 2012年10月まで
使用の方法	ダイズ(遺伝子組換えでない)の作付け

- 備考
- 1 のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 - 2 第1面4の欄には、開放系栽培に係る施設のうち、当該開放系栽培に係る播種又は移植から収穫に至るまでの間に使用した施設について記載してください。
 - 3 試験研究を目的とした開放系栽培の場合は、第3面(2)イの欄には当該試験研究に用いる部位について、ウの欄には当該試験研究に用いる部位以外の部位について記載してください。
 - 4 第4面9の欄には、機械器具及び第1面4の欄に記載した施設以外の施設について記載してください。
 - 5 収穫の目的以外の目的で行った開放系栽培の場合は、第4面11の欄には、その目的の達成後の圃場等の使用の方法について記載してください。
 - 6 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付してください。

別紙

開放系栽培の作業工程

作業の時期	作業の工程	作業の方法
4月15日	種子入手	区分して保管管理
6月5日	耕うん(荒起こし)	乗用トラクターにより実施
6月25日	施肥、耕うん、畝たて、播種	乗用トラクター+施肥播種機により同時作業
8月5日	中耕培土	乗用トラクター+ロータリーカルチにより実施
8月15日	農薬散布	乗用トラクター+ブームスプレイヤにより殺虫剤を散布
10月25日	収穫	汎用コンバインにより実施
10月25日~30日	乾燥	乾燥機を使用
11月5日	コンバイン清掃	コンバイン分解清掃
11月25日	残さすき込み	乗用トラクターにより耕うん
12月5日	乾燥機清掃	乾燥機分解清掃

開放系栽培に使用した機械器具等

作業の工程	機械器具等の名称	作業能力	数量
耕うん	乗用トラクター	30PS	1台
施肥、播種	乗用トラクター+施肥播種機	2~6条	1台
中耕培土	乗用トラクター+ロータリーカルチ	4条	1台
農薬散布	乗用トラクター+ブームスプレイヤ	500L 6m	1台
収穫	汎用コンバイン	35PS、刈幅1.5m	1台
	トラック	2トン積み	1台
乾燥機	乾燥機	1.5トン用	1台
残さすき込み	乗用トラクター	30PS	1台

(5) 事故の届出

届出栽培者は、事故の発生により交雑等が生ずるおそれのあるとき、又は交雑等が生じたときは、速やかに届け出ることが必要です。

ア 届出の様式

任意様式としています。(参考様式3)

イ 届け出る事項

(ア) 事故の状況

(イ) 執った措置の内容

ウ その他

必要に応じて、調査データ、写真等を事故の状況の関係書類として添付してください。

(6) 承継の届出

届出栽培者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内にその旨を届け出ることが必要です。

ア 届出の様式

任意様式としています。(参考様式4)

イ 届け出る事項

(ア) 新旧届出栽培者の氏名及び住所

氏名、住所のほか連絡先の電話番号も記入します。法人の場合にあつては、名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号を記入します。

ウ 添付する書類

届け出にあつては、その承継の事実を証する書面を添えて行います。

エ その他

承継により届出栽培者の氏名及び住所以外の変更事項が生じた場合には、変更の届出を併せて行います。

(7) 開放系栽培の計画の変更命令等

ア 学識経験者意見聴取

県は、開放系栽培の計画の届出があつたときは、開放系栽培の計画の内容、交雑等防止措置が交雑等防止基準に適合するかなどを専門的、客観的に判断するため、学識経験者の意見を聴くものとしています。また、変更の届出があつた場合は、学識経験者の意見を聴くことができることとしています。

イ 計画の変更命令

県は、開放系栽培の計画の届出に記載された交雑等防止措置の内容が、交雑等防止基準に適合しないと認めるときは、学識経験者の意見を勘案した上で、届出を受理した日から45日以内に限り、届出栽培者に対し、その届出に係る開放系栽培の計画の変更を命令できます。また、変更の届出の場合も同様です。

ウ 変更計画の周知

届出栽培者は、命令に基づいて開放系栽培の計画の変更を行ったときは、圃場等の周辺の地域において、開放系栽培の計画の変更の内容を周辺農業者等に周知することが必要です。

(8) 届出書の提出先・提出方法

開放系栽培を行おうとした者や届出栽培者等が作成した届出書は、次の方法により、次の場所へ、その期限までに提出してください。

ア 提出方法

次の方法により届出書を提出してください。

(ア) 持参

イの提出先に直接持参し、届出書を提出することができます。

受付の日：平日（12月28日～1月3日を除く。）

※土曜日、日曜日、国民の祝日は、受付を行いません。

受付時間：8時30分～17時15分（12時～13時を除く。）

(イ) 郵送

イの提出先へ郵送により届出書を提出することができます。

(ウ) 受付できない方法

FAXや電子メールでの提出は、受け付けていません。また、地域県政総合センター等での受付も行っていない。

イ 提出先・問い合わせ先

神奈川県環境農政局農政部農政課農業企画グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1（神奈川県庁新庁舎4階）

※郵送の際、郵便番号を記載していれば、住所は省略できます。

電話 045-210-1111（内線4415）

FAX 045-210-8851

ウ その他

届出については、開放系栽培を行おうとした者や届出栽培者等に対して費用負担はありません。

3 交雑等防止基準

(1) 交雑等防止基準の遵守

遺伝子組換え作物の開放系栽培を行う場合には、遺伝子組換え作物と周辺の一般作物とが交雑することや遺伝子組換え作物が一般作物に混入することを防止するため、条例(規則)で定める交雑等防止基準に従い、交雑等を防止するための措置(交雑等防止措置)を執る必要があります。

開放系栽培を行う者は、交雑等防止基準に沿った交雑等防止措置を、栽培期間中を通して適正に維持していく必要があります。

(2) 交雑等防止基準のうち交雑を防止する基準

次の掲げる措置を当該遺伝子組換え作物の播種又は移植の時期から開花の終期(開花の終期前に遺伝子組換え作物を除去する場合には、その時期。)までの間、執るものとします。

ア 距離による交雑防止措置

表3の遺伝子組換え作物の開放系栽培を行う圃場等と、当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物を栽培する圃場等との間の距離を、それぞれ直線距離で次に定める距離以上確保します。

ただし、やむを得ない事情により当該距離以上の距離を確保することができない場合には、この距離によらない交雑防止措置を執れるものとしています。

表3

遺伝子組換え作物	距離
大豆	10メートル
稲	30メートル
西洋菜種(食品及び飼料の安全性の確認が済んだものに限る。)	600メートル

表3に記載のない遺伝子組換え作物については、距離による交雑防止措置を執る開放系栽培を行うことはできません。(この距離によらない交雑防止措置を執るものとします。)

イ 距離によらない交雑防止措置

表3に掲げる遺伝子組換え作物以外の遺伝子組換え作物、及びアのただし書の場合における表3の遺伝子組換え作物に係る開放系栽培にあつては、当該開放系栽培を行う圃場等と当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物を栽培する圃場等との間の距離についてできる限り長距離を確保するとともに、次のいずれかの措置を執ります。

(7) 花粉の生成を防止するための措置

(つぼみの除去、遺伝子組換え作物の刈取り等)

- (イ) 花粉の飛散又は昆虫等による花粉の運搬を防止するための措置
(除雄（花の雄性機能を除くことをいう。）、防風網の設置、防虫網による被覆等）
- (ウ) 当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物の通常想定される開花期とその開花期を重複させないための措置
(播種期又は移植期の調整等)

ウ 強風の際の措置

花粉の飛散により交配する遺伝子組換え作物に係る開放系栽培については、開花期に風速25メートル毎秒以上の風が予想されるとき（暴風警報が発令されたとき）は、あらかじめイの(ア)又は(イ)のいずれかの措置（防虫網による被覆その他の昆虫等による花粉の運搬を防止するための措置を除く。）を執ることが必要です。

ただし、風の影響を受けない施設内において当該遺伝子組換え作物に係る開放系栽培を行う場合は、この措置を執る必要はありません。

花粉の飛散により交配する遺伝子組換え作物：トウモロコシ、イネ、テンサイ

表4 遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物

主な遺伝子組換え作物	交雑のおそれがある一般作物
ダイズ	ダイズ
イネ	イネ
セイヨウナタネ	ナタネ、ナバナ、ハクサイ、カブ、コマツナ、チンゲンサイ、ツケナ類、カラシナ、タカナ
トウモロコシ	トウモロコシ
テンサイ	テンサイ、フダンソウ、ビート
アルファルファ	アルファルファ

(3) 交雑等防止基準のうち混入を防止する基準

交雑等防止基準のうち、遺伝子組換え作物が一般作物に混入することを防止するための交雑等防止基準は、次のとおりとします。

ア 開放系栽培に係る種苗の管理に関しては、次の措置を執ります。

- (ア) 当該開放系栽培に係る種苗を開放系栽培に係る遺伝子組換え作物が混入するおそれがある一般作物（以下、「要区分一般作物」という。）の種苗と区分して保管し、及び管理するために必要な措置
専用保管施設の設置、専用の運搬器具の使用、要区分一般作物の播種期又は移植期の調整などを行います。
- (イ) 要区分一般作物を栽培する圃場等に当該開放系栽培に係る種苗を散乱させないために必要な措置
要区分一般作物を栽培する圃場等を経由しない運搬経路の設定、専用一時保管場所又は作業場所の設置などを行います。

(ウ) 鳥獣の侵入を防止するために必要な措置

侵入防止柵又は防鳥網の設置などを行います。

イ 開放系栽培に係る収穫物（試験研究を目的とする開放系栽培にあつては、当該試験研究に用いる部位。以下、同じ。）の管理に関しては、次の措置を執ります。

(ア) 開放系栽培に係る収穫物を要区分一般作物の収穫物と区分して保管し、及び管理するために必要な措置

専用の保管施設の設置や専用の運搬器具の使用などを行います。

(イ) 開放系栽培に係る収穫物の搬出、運搬等の際の落下を防止するために必要な措置

ふた付きの容器、封のできる袋の使用、容器や袋の運搬器具への固定などを行います。

ウ 開放系栽培に係る収穫物以外の部位を不活化するために必要な措置を執ります。

圃場等での栽培が終了したときは、開放系栽培に係る収穫物以外の部位の焼却、破碎、堆肥化などを行います。

エ 開放系栽培に使用する用具、機械器具及び施設の管理に関しては、次の措置を執ります。

(ア) 当該開放系栽培に係る圃場等以外の場所への遺伝子組換え作物の落下を防止するために必要な措置

開放系栽培に使用した衣服、靴、機械器具等に付着している土、種苗等の除去などを行います。

(イ) 専用の機械器具及び施設（機械器具等）の使用又は機械器具等（機械器具の部品を含む。）の定期的な洗浄若しくは清掃

定期的な洗浄若しくは清掃が必要な機械器具等の部品とは、コンバイン等の機械において使用者が実施する点検・清掃箇所で、その作業を行うにあたり、本体から取り外すものをいいます。

オ 開放系栽培に係る収穫物の収穫後1年間は、当該開放系栽培を行った圃場等において要区分一般作物を栽培してはいけません。ただし、次のいずれかの措置を執った場合は、要区分一般作物を栽培することができます。

(ア) 種子を生じさせない措置

つぼみや花、果実の除去、遺伝子組換え作物の刈取り（青刈り）など行い、種子が生じないようにします。

(イ) 圃場等に残存する種子の発芽を防止するための措置

開放系栽培を行った圃場の土壌を、当該開放系栽培に係る収穫物の収穫後速やかに消毒や湛水などを行い、土壌に落下した種子を発芽しないように処理します。

※ 土壌消毒を農薬により行う場合は、農薬取締法に基づく農薬登録のある作物、使用方法に限られます。関係法令等を確認の上、実施してください。

混入を防止するための基準のうち、次のいずれかに該当する場合は、当該措置を執ることを要しません。

(ア) 開放系栽培を行おうとする者が要区分一般作物の種苗の保管及び管理並びに要区分

- 一般作物の栽培を行わない場合は、①のアの措置
- (イ) 鳥獣が侵入するおそれがない施設で開放系栽培を行う場合は、①のア(ウ)の措置
 - (ウ) 収穫物の収穫を目的としない開放系栽培の場合は、①のイの措置
 - (エ) 開放系栽培を行おうとする者が要区分一般作物の収穫物の保管及び管理並びに要区分一般作物の栽培を行わない場合は、①のイ(ア)の措置
- ※ ②(ア)及び(エ)において、開放系栽培を行おうとする者には、その者のほか当該開放系栽培に係る圃場等を共同で使用する者を含みます。
- ③ 試験研究の目的以外の目的で行う開放系栽培においては、開放系栽培に使用する用具、機械器具及び施設の管理に関する措置（当該開放系栽培に係る播種期、移植期及び収穫期における当該措置を除く。）を執ることを要しません。
- ただし、当該措置を執らない場合であっても、当該措置に準ずる措置を執るように努めてください。

4 説明会の開催

届出予定者は、開放系栽培の計画の届出の前にあらかじめ、周辺農業者等に対し、栽培計画などの内容を周知するための説明会を開催することが必要です。また、届出栽培者が変更の届出（条例第7条第1項の届出）をする場合も同様です。

(1) 説明会の開催の案内を行う周辺農業者等

説明会については、次の周辺農業者等に対し、開催の案内を行う必要があります。また、周辺農業者等以外の者に対して開催の案内を行っても差し支えありません。

ア 周辺農業者等

次の者のことをいいます。

(ア) 規則で定める地域において一般作物を業として栽培する者

生産上流通上の混乱の防止という条例の目的達成の観点から、業として生産されない自家消費用の「市民農園」、「家庭菜園」などで栽培を行う者は、周知の対象とはなりません。

(イ) 開放系栽培に係る圃場等を届出栽培者(届出予定者)と共同で使用する者

(ロ) 開放系栽培に係る機械器具等を届出栽培者(届出予定者)と共同で使用する者

(ハ) 届出栽培者(届出予定者)が圃場等の所有権を有していない場合は、圃場等の所有者

(ニ) 規則で定める地域において一般作物を業として栽培する者が、その圃場等の所有権を有していない場合は、圃場等の所有者

(ホ) 開放系栽培を行う圃場等が所在する市町村の長、農業協同組合の代表理事、土地改良区の理事及び農業委員会の会長

※ 説明会への出席は、一般作物を業として栽培する者、共同で使用する者、所有者及び各組織の長に限定するものではなく、その代理人又は当該組織等の構成員が出席しても差し支えありません。

イ 開催の案内方法

案内方法については、特に定めていませんが、周辺農業者等に対して開催の案内を送付する方法などにより行うことが望まれます。

(2) 説明会の開催の案内を行う範囲（規則で定める地域）

上記(1)の(ア)及び(ハ)については、開放系栽培を行う圃場等から、遺伝子組換え作物の種類に応じ、直線距離で次の距離以内の範囲の者が、説明会の対象となります。

表5

遺伝子組換え作物	距離
大豆	10メートル
稲	30メートル
その他の遺伝子組換え作物	600メートル

(3) 説明会の開催

届出予定者は、説明会において開放系栽培の計画の届出の内容について、出席者に説明し、意見を聴くものとします。説明会では、当該開放系栽培に係る同意を出席者から得ることは必要としませんが、届出予定者は出席者の意見を真摯に受け止め、必要な場合は、栽培の計画の内容を見直すなどの対応をするよう努めてください。

また、届出予定者は、説明会に出席できない周辺農業者等から、開放系栽培の内容の説明を求められた場合や開放系栽培の計画の送付を求められた場合等においては、可能な範囲で対応するよう努めてください。

なお、説明会に周辺農業者等以外の出席者希望者があった場合にあっては、やむを得ない場合を除き、排除することはせず、受け入れるよう努めてください。

やむを得ない場合の例：会場が周辺農業者等で満員のため入室できない場合等

(4) 開催できない場合の周知方法

ア 説明会が開催できない場合とは

届出予定者に対して、説明会の開催を義務づけていますが、次のやむを得ない事由により説明会を開催できない場合は、説明会の開催を要しないこととしています。

(ア) 天災、交通の途絶等の不測の事態により説明会の開催が不可能であるとき。

(イ) 届出予定者以外の者によって、説明会の開催が故意に阻害されることによって、説明会を円滑に開催できないことが明らかであるとき。

ただし、やむを得ない事由により説明会を開催できない場合であっても、届出までに改めて説明会が開催できる場合には、本規定を適用しません。

イ 開催できない場合の周知の方法

説明会の開催を要しない場合にあっては、次の方法により、届出の前に開放系栽培の計画を周辺農業者等に周知することが必要です。

(ア) 周辺農業者等に対して、開放系栽培の計画の写しを送付する方法

(イ) 次の方法のうち、少なくとも2以上の方法

- ・ 開放系栽培の計画の概要を(2)の範囲内にある掲示板に掲示する方法
- ・ 開放系栽培の計画の概要を日刊新聞紙に掲載する方法
- ・ 開放系栽培の計画を届出予定者のホームページに掲載する方法

5 交雑の有無の調査

届出栽培者は、当該届出に係る遺伝子組換え作物と一般作物との交雑の有無を確認するための調査を自らの責任において必ず実施し、その結果を、速やかに報告しなければなりません。

届出栽培者が行う交雑の有無の調査は、遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物の栽培による調査等により行います。

なお、調査結果については、周辺農業者等への配慮や、交雑が確認されたときの迅速な対応を図るためにも、届出栽培者自らが積極的に公表していくことも望まれます。

(1) 調査方法

調査は、開放系栽培に係る遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物であって調査に用いるもの（指標作物）を、遺伝子組換え作物から一定の距離をおいて、遺伝子組換え作物と開花期が重複するように栽培し、指標作物から得られた種子をPCR法等による方法で分析して、当該遺伝子組換え作物に特有の人為的に導入されたDNA等を検出する方法により行います。

ア 指標作物の栽培方法

(ア) 指標作物の選定

当該遺伝子組換え作物との交雑の有無を確実に確認できる指標作物を選択することが必要です。また、キセニア現象が生じる作物にあっては、同現象が生じる品種を選択することで、スクリーニングが容易となります。

(イ) 指標作物を栽培する圃場の選定

届出栽培者は、自らの責任において指標作物を栽培する場所を用意してください。自らの所有地ではなく、借地等であっても差し支えありません。

また、交雑防止措置の方法により指標作物を栽培する圃場を設置する場所が異なりますので、注意が必要です。

(ウ) 距離による交雑防止措置を執る場合の栽培方法

表6の遺伝子組換え作物の種類に応じ、開放系栽培の圃場等からそれぞれ直線距離で表6右欄に定める距離以上の距離を離れた場所において、遺伝子組換え作物と指標作物の開花期とが重複するように指標作物の栽培を行います。

表6

遺伝子組換え作物	距離
大豆	10メートル
稲	30メートル
西洋菜種（食品及び飼料の安全性の確認が済んだものに限る。）	600メートル

(エ) 距離による交雑防止措置を執らない場合の栽培方法

表7の遺伝子組換え作物の種類に応じ、開放系栽培の圃場等からそれぞれ直線距離で表7右欄に定める距離の範囲内で、当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物を栽培する場所と当該遺伝子組換え作物を栽培する圃場等との間の場所において、遺伝子組換え作物と指標作物の開花期とが重複するように指標作物の栽培を行います。

表7

遺伝子組換え作物	距離
大豆	10メートル
稲	30メートル
その他の遺伝子組換え作物	600メートル

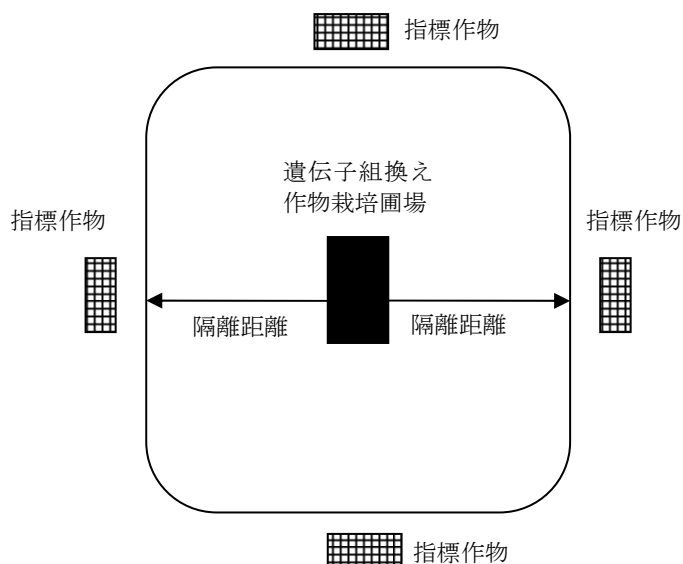


図1 距離による交雑防止措置を執る場合の指標作物の栽培

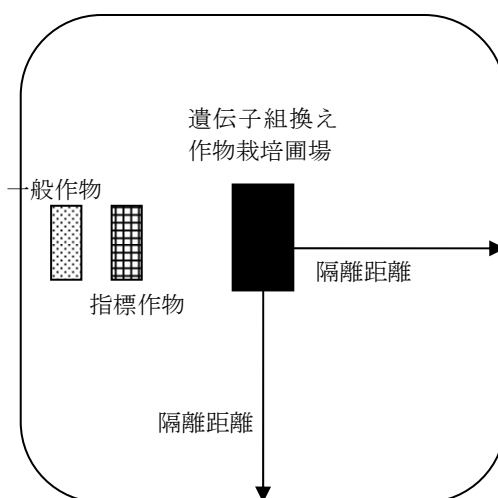


図2 距離による交雑防止措置を執らない場合の指標作物の栽培

イ 交雑の確認方法

次のいずれかの方法により行うものとします。

(ア) アの方法により栽培した指標作物の種子1万粒を抽出し、次のいずれかにより確認する方法により行います。ただし、キセニア現象を生ずる指標作物で、種子を抽出する時期に視覚により明確に識別できるキセニア現象を生じているものにあつては、その種子を抽出し、行うことができます。

a 人為的組換え遺伝子を検知することができる方法

PCR法（ポリメラーゼ連鎖反応法：デオキシリボ核酸ポリメラーゼの反応を繰り返して起こさせることで、デオキシリボ核酸の特定の配列部分を大量に増殖させる方法をいう。）等。

b 薬剤耐性の有無を確認する方法（人為的組換え遺伝子の特性により薬剤耐性を有することとなった遺伝子組換え作物に係る確認を行う場合に限り。）

c 人為的組換え遺伝子によって生じたたんぱく質を検知することができる方法

エライザ法（酵素免疫測定法：抗原抗体反応を利用してたんぱく質等の抗原の濃度を測定する方法をいう。）等

キセニア現象：植物を交配した場合において、一方の植物の花粉の性質が他方の植物の種子の胚乳に現れる現象をいう。

(イ) その他交雑の有無を確認することができる科学的な検知方法

(2) 交雑の有無の調査結果の報告

届出栽培者は、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑の有無を確認するための調査を行い、調査が終了したときは、速やかにその結果を報告することが必要です。

ア 報告の様式

任意様式としています。

イ 報告する事項（調査結果の内容）

(ア) 指標作物の栽培の状況（栽培場所、栽培面積、品種、播種日、開花期、収穫日、収穫量など）

(イ) 遺伝子組換え作物の生育状況（播種日、開花期など）

(ウ) 調査結果（遺伝子組換え作物との開花期の一致の状況、キセニアの発生状況（キセニアが生じるもの）、検査方法、交雑率など）

6 管理責任者の設置等

届出栽培者は、開放系栽培を適正に管理させるため、開放系栽培を行う圃場及び施設ごとに、管理責任者を置くことが必要です。ただし、個人事業者（農業者）である場合には、届出栽培者が自ら管理責任者となって管理することとなるため、管理責任者を置く必要はありません。

(1) 管理責任者の職務内容

管理責任者は、開放系栽培を行う圃場等の交雑等防止措置に関して違反が行われないように、当該圃場等における開放系栽培の適正な管理について、必要な注意を払わなければなりません。

ア 想定している適正な管理の例

(ア) 開放系栽培の実施状況の把握

交雑等防止措置の実施状況などを把握し、適切に管理します。

(イ) 開放系栽培に係る作業を行う者に対する栽培内容や遵守事項等の周知

開放系栽培の作業を行う者（従業者など）に対して、必要な研修等を実施し、栽培内容や遵守事項等の周知を図ります。

(ウ) 交雑等防止措置等を適確に実施するための管理体制の整備

交雑等防止措置の実施など開放系栽培を適確に実施するための管理体制を整えます。

(エ) 開放系栽培に係る作業を行う者その他関係者との連絡及び調整

開放系栽培に係る作業を行う者や届出栽培者、その他の関係者との必要な連絡・報告及び調整等を行います。

(2) 管理責任者の届出

ア 管理責任者の設置

管理責任者を設置の届出は、開放系栽培の計画の届出により行います。

※「2 届出について」、「(1) 開放系栽培の計画の届出」を参照のこと

イ 管理責任者の変更

管理責任者（住所及び氏名）を変更したときには、10日以内に届け出ることが必要です。

※「2 届出について」、「(2) 変更の届出」を参照のこと

7 事故時の措置

万が一の場合の事故時の措置について定めています。

(1) 事故時の措置

届出栽培者は、事故の発生により交雑等が生ずるおそれのあるとき、又は交雑等が生じたときは、直ちに、生産上及び流通上の混乱を防止するための応急の措置を執ることが必要です。

「交雑等が生ずるおそれのあるとき」とは、交雑の有無の調査により交雑が確認された場合や台風等が接近し、暴風警報が発令されたにも関わらず、花粉の飛散を防止する措置が執られなかった場合などを指します。

「交雑等が生じたとき」とは、交雑等が生ずるおそれのあるときに県が改めて行う調査や、別に流通段階で行われる検査等によって、交雑等が確認された場合を指します。

届出栽培者が行う「応急の措置」とは、混入被害の拡大を防止するため、周辺農業者等に対する情報提供、被害状況の確認などの措置を指します。

(2) 事故の届出

届出栽培者は、事故の発生により交雑等が生ずるおそれのあるとき、又は交雑等が生じたときは、(1)の措置を執るとともに、速やかに届け出ることが必要です。

※「2 届出について」、「(5) 事故の届出」を参照のこと

8 その他の遵守事項

(1) 標識の設置

届出栽培者は、開放系栽培の内容を周知するため、開放系栽培を行う圃場等ごとに、道路等に面した他人の見やすい場所に開放系栽培の期間中、その旨の標識（看板）を設置することが必要です。

ア 標識の様式

標識の設置は、第5号様式により行います。

イ 標識の記載事項

- (ア) 「遺伝子組換え作物栽培圃場等」と明記
- (イ) 名称（作物名）：計画の届出と同様に記載
- (ロ) 種類（品種又は系統）：計画の届出と同様に記載
- (ハ) 開放系栽培の期間：計画の届出に記入した開放系栽培の期間を記載
- (ニ) 圃場等の使用期間：当該圃場等の使用期間の予定を記載
- (ホ) 圃場等の所在地：圃場等の地番を番地まで記載
- (ヘ) 圃場等の規模（面積）：圃場等の面積を記載（単位は平方メートル）
- (ヘ) 届出栽培者：届出栽培者の氏名（法人にあっては名称及び代表者）を記載
- (コ) 管理責任者：管理責任者の氏名を記載（届出栽培者と同じ場合は「同上」と記載）
- (ク) 連絡先：届出栽培者又は管理責任者の連絡先（電話番号）を記載

<作成例>

第5号様式（第10条関係）（用紙 日本工業規格A3横長型以上）

遺伝子組換え作物栽培圃場等	
名称（作物名）	ダイズ
種類（品種又は系統）	除草剤グリホサート耐性ダイズ (cp4 epsps, Glycine max (L.) Merr) (40-30-2, OECD UI:MON-04032-6)
開放系栽培の期間	2011年 4月10日 ～ 2011年12月10日
圃場等の使用期間	2011年 6月25日 ～ 2011年11月25日
圃場等の所在地	市 996番地
圃場等の規模（面積）	1,000 平方メートル
届出栽培者	神奈川 太郎
管理責任者	同上
連絡先	(####)## - ####

(2) 記録の作成・保存

届出栽培者は、開放系栽培に関する事項のうち、次の事項について記録を作成し、その作成の日から2年間保存する必要があります。

ア 記録の様式

任意様式としています。

イ 記録する事項

(ア) 開放系栽培に係る作業工程

(イ) 開放系栽培に係る収穫物の管理、出荷及び使用の状況

9 報告徴収、立ち入り検査、一般作物の検査等

県は、条例を適正に執行（運用）するため、届出栽培者や無届栽培者等に対して報告徴収や立ち入り検査等を実施できることとしています。届出栽培者や無届栽培者等には、それを受忍することを義務づけています。

また、交雑のおそれがあると認めるときは、職員に一般作物の検査等をさせることができます。

(1) 報告徴収

県は、届出栽培者や無届栽培者等に対して、交雑等防止措置の実施状況やその他の報告を求めることがあります。

(2) 立ち入り検査等

県は、届出栽培者や無届栽培者等に対して、開放系栽培の圃場等やその他の事業場への立ち入り、質問、検査又は収去などの立ち入り検査等を実施することがあります。

また、検査に必要な最小限度の分量に限り遺伝子組換え作物を無償で収去することがあります。

「その他の事業場」とは、遺伝子組換え作物の乾燥調整施設、農業機械の格納庫、収穫物を保管する倉庫などをいいます。

(3) 一般作物の検査等

県は、交雑等のおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、職員に、一般作物を検査させ、又は一般作物を栽培し、若しくは所持する者から検査に必要な最小限度の分量に限り、一般作物（収穫物等）を有償で収去させることができます。

(4) 立ち入り検査等における身分の提示

立ち入り検査等又は検査又は収去を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示することとしています。

10 情報の提供等、他の地方公共団体等との連携協力

万が一交雑が生じたときの県の対応（措置）や隣接県などの他の地方公共団体との連携協力について定めています。

（１）情報提供等

県は、報告徴収、立ち入り検査等、一般作物の検査等の結果、交雑の事実が認められたときは、生産上流通上の混乱を生じる可能性があることから、一般作物の生産及び流通に関係する者に対し、情報の提供、助言、指導などの措置を講じます。

（２）他の地方公共団体等との連携協力

県は、遺伝子組換え作物の栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するため、東京都、山梨県、静岡県などの関係地方公共団体や農協などの関係団体と連携、協力するよう努めることとしています。

11 勧告、命令、罰則等

(1) 勧告

県は、交雑等を防止する観点から必要があると認めるときは、届出栽培者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができます。

勧告を受けた届出栽培者が、正当な理由がないのにその勧告に従わず、必要な措置を講じなかった場合には、届出栽培者に対し、中止命令等（第15条）の規定に基づき、勧告した措置と同等の措置を執るべきことを命ずることができます。

(2) 中止命令等

県は、届出栽培者が次のいずれかに該当するとき、又は無届出栽培者に対し、開放系栽培の中止などの必要な措置を執るべきことを命ずることができます。

(7) 交雑等防止措置を交雑等防止基準に従って執ることに違反したとき

(イ) この条例や規則、命令に違反したとき

(3) 罰則

県では、条例の目的達成や、違反行為が県民の生命等に重大な損害を与えるものではないことから、秩序罰として過料（最高5万円）を科すことを定めています。

条項	該当する者
条例第21条 第1号関係	・開放系栽培の計画の届出をしないで開放系栽培を行った者 ・虚偽の届出をして開放系栽培を行った者
第2号関係	・開放系栽培の計画の変更命令に違反した者 ・事故時の応急措置又は応急措置を改善するための命令に違反した者 ・中止命令等に違反した者
第3号関係	・届出に係る開放系栽培の計画に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した学識経験者
第4号関係	・開放系栽培の計画の届出事項を、変更の届出をしないで変更した者（条例第4条第1項第4～8号） ・虚偽の届出をして届出事項を変更した者（条例第4条第1項第4～8号）
第5号関係	・開放系栽培の計画の届出事項を、変更の届出をしないで変更した者（条例第4条第1項第1～3号、第9号、第10号、軽微な事項、規則で定める事項） ・開始等の届出をしなかった者 ・承継の届出をしなかった者 ・以上について虚偽の届出をした者
第6号関係	・交雑の有無の調査を行わなかった者
第7号関係	・交雑の有無の調査結果を報告しなかった者 ・交雑等防止措置の実施状況等を報告しなかった者 ・以上について虚偽の報告をした者
第8号関係	・職員の立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

12 経過措置

(1) 条例の適用開始の例外

開放系栽培の計画の届出（条例第4条）、開放系栽培の計画の変更命令（第5条）及び説明会の開催等（第6条）については、条例の施行日から起算して90日を経過した日（4月1日）以後に種苗の管理を開始する開放系栽培から適用します。

(2) 条例のみなし適用

ア 適用される者

平成23年1月1日時点で、現に開放系栽培の種苗を管理している者、開放系栽培を行っている者、平成23年3月31日までに開放系栽培の種苗の管理を開始する者は、届出栽培者とみなして、この条例の規定を適用します。

また、イの(ア)の届出を行わなかった者は、無届出栽培者とみなして、この条例の規定を適用します。（勧告、命令、罰則等も適用されます。）

イ 経過措置期間の手続き

経過措置期間（平成23年1月1日から3月31日）の届出等の手続きは次のとおりです。

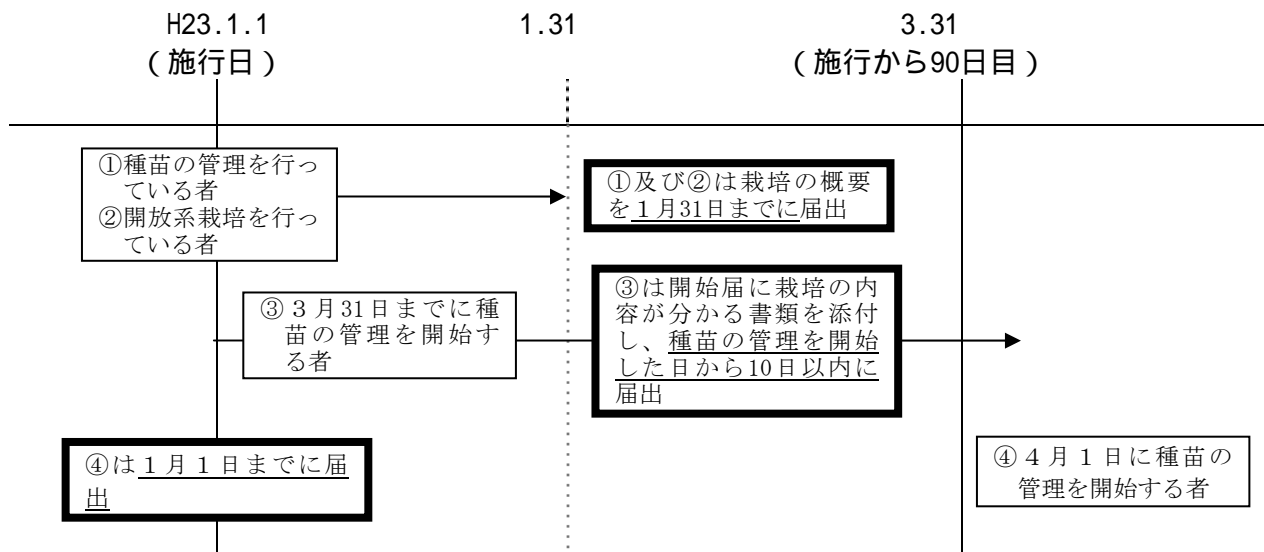
(ア) 平成23年1月1日時点で、現に開放系栽培の種苗を管理している者及び開放系栽培を行っている者は、平成23年1月31日までに、その開放系栽培の概要を届け出ることが必要です。

開放系栽培の概要とは、開放系栽培の計画の届出（第1号様式）に準じた事項が記載されているものとしてください。

(イ) 平成23年3月31日までに開放系栽培の種苗の管理を開始する者が行う開始の届出は、その開放系栽培の内容が分かる書類（開放系栽培の計画の届出（第1号様式）に準じた事項が記載された書類）を添えて行うことが必要です。

(ウ) (ア)及び(イ)の届出を行う者は、届出前にその開放系栽培の内容を周辺農業者等に周知することが必要です。

(参考：経過措置の手続き)



13 参考資料

(1) 用語の解説

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

(カルタヘナ法)

遺伝子組換え生物等が我が国の野生動植物等へ影響を与えないよう管理するための法律です。平成12年1月に、遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への悪影響を防止することを目的とした「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（カルタヘナ議定書）」が国連で採択されました。この議定書の我が国における実施のため、平成15年6月に成立、公布され、平成16年2月から施行されています。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、食品衛生法

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品衛生法に基づき、平成13年4月から遺伝子組換え食品表示制度が実施され、指定された遺伝子組換え作物とその加工食品については、遺伝子組換えに関する表示が義務付けられています。

平成22年11月現在、表示の対象となっているのは、7種類の作物（ダイズ、トウモロコシ、バレイショ、ナタネ、ワタ、アルファルファ、テンサイ）と32食品群の加工食品となっています。

有機農業、有機畜産

有機農業とは、化学肥料や化学合成農薬を使用しない、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、環境への負荷をできる限り低減する農業生産の方法です。また、有機農産物は、平成12年に制定された「有機農産物のJAS規格」によるもので、環境に優しい農業生産方法で生産された農産物を認定する制度です。

有機畜産（物）とは、平成17年度に制定された「有機畜産物のJAS規格」によるもので、環境にも家畜にも優しい方法で生産された畜産物を認定する制度です。

開放系栽培

カルタヘナ法第2条第5項で規定する第一種使用等に該当する栽培のことです。施設、設備などの構造物の外の大気、水又は土壤中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する意図を持たずに行う栽培であって、拡散の防止に係る明示する措置などの主務省令で定める措置（第2種使用に相当する措置）を執らざりて行うものをいいます。

主務省令

研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学・環境省令第1号）などをいいます。

圃場等

圃場及び施設のことをいいます。

交雑等

交雑及び混入のことをいいます。

交雑とは、遺伝子組換え作物の花粉が飛散することによって、遺伝子組換え作物以外の一般作物と交配（受粉）することです。

混入は、遺伝子組換え作物の栽培等によって、栽培中や収穫、出荷段階で、遺伝子組

換え作物の種子や収穫物等が遺伝子組換え作物以外の一般作物と混じり合ってしまうことです。

届出を行おうとする者（届出予定者）

開放系栽培を行うことを計画しているが、まだ計画の届出をしていない者をいいます。

届出栽培者

開放系栽培の計画の届出をした者をいいます。

規則で定める地域

開放系栽培を行う圃場等から、遺伝子組換え作物の種類に応じ、直線距離で一定距離以内の範囲の圃場等の周辺の地域をいいます。

大豆10メートル、稲30メートル、その他の遺伝子組換え作物600メートル

要区分一般作物

開放系栽培に係る遺伝子組換え作物が混入するおそれのある一般作物のことをいいます。同種の一般作物などが該当します。

指標作物

開放系栽培に係る遺伝子組換え作物と交雑するおそれのある一般作物であって調査に用いるものをいいます。

スクリーニング

目的の性質を持つものを選抜（選別）することをいいます。

(2) 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例

(平成22年3月30日神奈川県条例第13号)

(目的)

第1条 この条例は、遺伝子組換え作物の栽培に関し必要な事項を定めることにより、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑及び遺伝子組換え作物の一般作物への混入を未然に防止し、並びに遺伝子組換え作物と一般作物との栽培の調整を図り、もって遺伝子組換え作物の栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遺伝子組換え作物 作物（稲、麦類その他の穀類、豆類、芋類、果樹、野菜、工芸農作物、花卉、飼肥料作物その他の農産物の生産のために栽培される植物をいう。以下この号及び次号において同じ。）のうち遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。第3号において「法」という。）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等に該当する作物（規則で定める作物を除く。）をいう。
- (2) 一般作物 遺伝子組換え作物以外の作物をいう。
- (3) 開放系栽培 業として行う遺伝子組換え作物の栽培であって、法第2条第6項に規定する措置を執らないで行うものをいう。

(交雑等防止基準)

第3条 開放系栽培を行う者は、遺伝子組換え作物と一般作物とが交雑すること及び遺伝子組換え作物が一般作物に混入すること（以下「交雑等」という。）を防止するために必要な措置（以下「交雑等防止措置」という。）を規則で定める基準（以下「交雑等防止基準」という。）に従って執らなければならない。

- 2 交雑等防止基準は、開放系栽培を行う圃場又は施設（以下「圃場等」という。）と当該開放系栽培に係る遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物を栽培する圃場等との間で確保すべき距離、開放系栽培に係る遺伝子組換え作物の管理方法、開放系栽培に使用する機械器具等の管理方法その他の必要な事項について、交雑等の防止に関する科学的知見を勘案して定めるものとする。
- 3 知事は、交雑等防止基準を定め、又は変更しようとするときは、学識経験を有する者（第5条及び第7条第2項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

(開放系栽培の計画の届出)

第4条 開放系栽培を行おうとする者は、当該開放系栽培を行う圃場等ごとに、当該開放系栽培に係る種苗の管理を開始しようとする日の90日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した当該開放系栽培の計画を作成し、知事に届け出なければならない。

- (1) 開放系栽培を行おうとする者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 開放系栽培の目的
- (3) 開放系栽培に係る遺伝子組換え作物の名称及び種類
- (4) 開放系栽培を行う圃場等の所在地
- (5) 開放系栽培を行う圃場等の規模及び構造
- (6) 開放系栽培の期間
- (7) 開放系栽培に係る交雑等防止措置の内容
- (8) 一般作物との交雑の有無を確認するための調査に関する事項
- (9) 第8条第1項の管理責任者の氏名及び住所
- (10) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 開放系栽培を行う圃場等の付近の見取図
- (2) 開放系栽培を行う圃場等の規模及び構造を明らかにした図面
- (3) 第6条第1項の規定により開催した説明会の概要（当該説明会を開催することができなかった場合にあっては、同条第2項の規定による周知の概要）を記載した書類
- (4) その他規則で定める書類

（開放系栽培の計画の変更命令等）

第5条 知事は、前条第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る開放系栽培の計画について、学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る交雑等防止措置の内容が交雑等防止基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から45日以内に限り、当該届出をした者（以下「届出栽培者」という。）に対し、当該届出に係る開放系栽培の計画の変更を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による命令を行おうとするときは、第1項の規定により聴取した学識経験者の意見を勘案しなければならない。

4 届出栽培者は、第2項の規定による命令に基づいて開放系栽培の計画の変更を行ったときは、当該届出に係る開放系栽培を行おうとする圃場等の周辺の地域（規則で定める地域に限る。）において、当該開放系栽培の計画の変更の内容を一般作物を業として栽培する者その他規則で定める者（次条及び附則第6項において「周辺農業者等」という。）に周知させなければならない。

5 第1項の規定により意見を求められた学識経験者は、前条第1項の規定による届出に係る開放系栽培の計画に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（説明会の開催等）

第6条 第4条第1項の規定による届出をしようとする者（次項において「届出予定者」という。）は、あらかじめ、周辺農業者等に対し、当該届出に係る開放系栽培の計画を周知させるための説明会を開催しなければならない。

2 届出予定者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項の説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、当該届出予定者は、規則で定めるところにより、当該届出前に、当該

届出に係る開放系栽培の計画を周辺農業者等に周知させなければならない。

(変更の届出)

第7条 届出栽培者は、当該届出に係る事項（第4条第1項第4号から第8号までに掲げる事項に限る。）を変更しようとするときは、当該変更を行おうとする日の45日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、軽微な事項その他規則で定める事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る変更後の開放系栽培の計画について、学識経験者の意見を聴くことができる。

3 第4条第2項及び前条の規定は第1項の規定による届出をする場合について、第5条（第1項及び第4項を除く。）の規定は第1項の規定による届出があった場合について準用する。

4 届出栽培者は、当該届出に係る事項（第4条第1項第1号、第2号、第3号（開放系栽培に係る遺伝子組換え作物の種類に限る。）、第9号及び第10号に掲げる事項並びに第1項ただし書に規定する軽微な事項その他規則で定める事項に限る。）を変更したときは、その日から起算して10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(管理責任者)

第8条 届出栽培者は、開放系栽培を適正に管理させるため、開放系栽培を行う圃場等ごとに、管理責任者を置かなければならない。ただし、届出栽培者が自ら管理責任者となって管理する圃場等については、この限りでない。

2 管理責任者は、開放系栽培を行う圃場等の交雑等防止措置に関してこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に係る違反が行われないように、当該圃場等において当該開放系栽培に従事する者を監督し、交雑等防止措置を管理し、その他当該圃場等における開放系栽培の適正な管理につき、必要な注意をしなければならない。

(開始等の届出)

第9条 届出栽培者は、開放系栽培に係る種苗の管理を開始したときは、その日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。当該開放系栽培を廃止し、休止し、再開し、又は終了したときも、同様とする。

(交雑の有無の調査)

第10条 届出栽培者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物の栽培による調査その他の遺伝子組換え作物と一般作物との交雑の有無を確認するための調査を行わなければならない。

2 届出栽培者は、前項の規定による調査を終了したときは、速やかに、当該調査の結果を知事に報告しなければならない。

(事故時の措置)

第11条 届出栽培者は、事故の発生により交雑等が生ずるおそれのあるとき、又は交雑等が生じたときは、直ちに、生産上及び流通上の混乱を防止するための応急の措置を執るとともに、速やかに、その事故の状況及び執った措置の内容を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出栽培者が同項の応急の措置を執っていないと認めるとき、又は当該

応急の措置が不十分であると認めるときは、当該届出栽培者に対し、同項に規定する応急の措置又は当該応急の措置を改善するための措置を執るべきことを命ずることができる。

(その他の遵守事項)

第12条 第3条から前条までに規定するもののほか、届出栽培者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 開放系栽培を行う圃場等ごとに、当該圃場等の他人の見やすい場所に、規則で定めるところにより、第4条第1項第6号に規定する期間中、開放系栽培を行っている旨の標識を設置すること。
- (2) 当該届出に係る開放系栽培に関する事項のうち規則で定める事項について記録を作成し、その作成の日から2年間保存すること。

(承継)

第13条 届出栽培者からその届出に係る圃場等を譲り受け、借り受け、又は返還を受けた者は、当該圃場等に係る当該届出栽培者の地位を承継する。

2 届出栽培者について相続、合併又は分割（その届出に係る圃場等を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該圃場等を承継した法人は、当該届出栽培者の地位を承継する。

3 前2項の規定により届出栽培者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(勧告)

第14条 知事は、交雑等を防止するため必要があると認めるときは、届出栽培者に対し、交雑等を防止するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

(中止命令等)

第15条 知事は、届出栽培者が次の各号のいずれかに該当するときは、開放系栽培の中止その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反したとき。
 - (2) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
- 2 知事は、第4条第1項の規定による届出をしないで開放系栽培を行っている者又は行った者に対し、開放系栽培の中止その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(報告徴収等)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、届出栽培者、第4条第1項の規定による届出をしないで開放系栽培を行っている者又は行った者その他の関係者（次項において「届出栽培者等」という。）から、交雑等防止措置の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、届出栽培者又は第4条第1項の規定による届出をしないで開放系栽培を行っている者若しくは行った者に係る開放系栽培の圃場等その他の事業場に立ち入らせ、届出栽培者等に質問させ、遺伝子組換え作物、圃場等、書類その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り遺伝子組換え作物を無償で収去させることができる。

3 前項の規定により立入り、質問、検査又は収去（次項及び第18条において「立入検査等」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（一般作物の検査等）

第17条 知事は、交雑等のおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般作物を検査させ、又は一般作物を栽培し、若しくは所持する者から検査に必要な最小限度の分量に限り一般作物を収去させることができる。ただし、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 前項の規定により検査又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（情報の提供等）

第18条 知事は、第16条第1項の規定による報告の徴収、同条第2項の規定による立入検査等、前条第1項の規定による検査又は収去その他の調査の結果、交雑等の事実があると認めるときは、速やかに、生産上及び流通上の混乱を防止するために、一般作物を栽培する者その他一般作物の生産及び流通に関係する者に対し、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

（他の地方公共団体等との連携協力）

第19条 知事は、遺伝子組換え作物の栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するため、関係地方公共団体その他の関係団体と連携し、及び協力するよう努めなければならない。

2 知事は、交雑等を防止するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体その他の関係団体に対し、必要な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして開放系栽培を行った者
- (2) 第5条第2項、第11条第2項又は第15条の規定による命令に違反した者
- (3) 第5条第5項（第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者
- (4) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして第4条第1項第4号から第8号までに掲げる事項を変更した者
- (5) 第7条第4項、第9条又は第13条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第10条第1項の規定による調査を行わなかった者
- (7) 第10条第2項又は第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- (8) 第16条第2項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条から第6条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して90日を経過した日以後に種苗の管理を開始する開放系栽培について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に開放系栽培に係る種苗の管理を行っている者及び開放系栽培を行っている者並びに施行日から起算して90日を経過する日までに開放系栽培に係る種苗の管理を開始する者は、届出栽培者とみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 この条例の施行の際現に開放系栽培に係る種苗の管理を行っている者及び開放系栽培を行っている者は、平成23年1月31日までに、当該開放系栽培の概要を知事に届け出なければならない。
- 5 施行日から起算して90日を経過する日までに開放系栽培に係る種苗の管理を開始する者に係る第9条の規定による開放系栽培の開始の届出は、当該開放系栽培の内容が分かる書類を添えて行わなければならない。
- 6 前2項に規定する者は、第6条第2項の規定の例により、その開放系栽培の内容を周辺農業者等に周知させなければならない。
- 7 附則第4項の規定による届出を行わなかった者は、第4条第1項の規定による届出をしないで開放系栽培に係る種苗の管理を行っている者若しくは行った者又は開放系栽培を行っている者若しくは行った者とみなして、この条例の規定を適用する。

(検討)

- 8 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(3) 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例施行規則

(平成22年10月29日神奈川県規則第108号)

(条例第2条第1号の規則で定める作物)

第1条 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例（平成22年神奈川県条例第13号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する規則で定める作物は、別表に掲げる作物とする。

(交雑等防止基準)

第2条 条例第3条第1項に規定する交雑等防止基準のうち、遺伝子組換え作物と一般作物とが交雑すること（以下「交雑」という。）を防止するための交雑等防止基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開放系栽培に係る播種又は移植の時期から開花の終期（開花の終期前に遺伝子組換え作物を除去する場合にあっては、その時期。次号において同じ。）までの間、次に掲げる遺伝子組換え作物に係る開放系栽培を行う圃場又は施設（以下「圃場等」という。）と当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物を栽培する圃場等との間の距離を、それぞれ直線距離で次に定める距離以上確保すること。ただし、当該距離以上の距離を確保することができないことにつきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

ア 大豆 10メートル

イ 稲 30メートル

ウ 西洋菜種（組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成12年厚生省告示第233号）第3条第1項の規定による安全性の審査及び組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年農林水産省告示第1780号）第3条第1項の規定による確認がなされたものに限る。） 600メートル

(2) 前号アからウまでに掲げる遺伝子組換え作物以外の遺伝子組換え作物及び同号ただし書の場合における同号アからウまでに掲げる遺伝子組換え作物に係る開放系栽培にあっては、当該開放系栽培に係る播種又は移植の時期から開花の終期までの間、当該開放系栽培を行う圃場等と当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物を栽培する圃場等との間の距離についてできる限り長距離を確保し、かつ、当該遺伝子組換え作物に関し次のいずれかの措置を執ること。

ア つぼみの除去、遺伝子組換え作物の刈取りその他の花粉の生成を防止するための措置

イ 除雄（花の雄性機能を除くことをいう。）、防風網の設置、防虫網による被覆その他の花粉の飛散又は昆虫等による花粉の運搬を防止するための措置

ウ 播種期又は移植期の調整その他の当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物の通常想定される開花期とその開花期を重複させないための措置

(3) 花粉の飛散により交配する遺伝子組換え作物に係る開放系栽培にあっては、開花期に風速25メートル毎秒以上の風が予想されるときは、あらかじめ前号ア又はイのいずれかの措置（防虫網による被覆その他の昆虫等による花粉の運搬を防止するための措置を除

く。)を執ること。ただし、風の影響を受けない施設内において当該遺伝子組換え作物に係る開放系栽培を行う場合にあっては、この限りでない。

第3条 条例第3条第1項に規定する交雑等防止基準のうち、遺伝子組換え作物が一般作物に混入することを防止するための交雑等防止基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開放系栽培に係る種苗の管理に関し次に掲げる措置を執ること。
 - ア 専用の保管施設の設置、専用の運搬器具の使用、開放系栽培に係る遺伝子組換え作物が混入するおそれがある一般作物（以下この条において「要区分一般作物」という。）の播種期又は移植期の調整その他の当該開放系栽培に係る種苗を要区分一般作物の種苗と区分して保管し、及び管理するために必要な措置
 - イ 要区分一般作物を栽培する圃場等を経由しない運搬経路の設定、専用の一時保管場所又は作業場所の設置その他の要区分一般作物を栽培する圃場等に当該開放系栽培に係る種苗を散乱させないために必要な措置
 - ウ 侵入防止柵又は防鳥網の設置その他の鳥獣の侵入を防止するために必要な措置
 - (2) 開放系栽培に係る収穫物（試験研究を目的とする開放系栽培にあっては、当該試験研究に用いる部位。以下この項並びに次条第2項第4号及び第5号において同じ。）の管理に関し次に掲げる措置を執ること。
 - ア 専用の保管施設の設置、専用の運搬器具の使用その他の開放系栽培に係る収穫物を要区分一般作物の収穫物と区分して保管し、及び管理するために必要な措置
 - イ ふた付きの容器の使用、容器の運搬器具への固定その他の開放系栽培に係る収穫物の搬出、運搬等の際の落下を防止するために必要な措置
 - (3) 開放系栽培に係る収穫物以外の部位の焼却、破砕、堆肥化その他の当該部位を不活化するために必要な措置を執ること。
 - (4) 開放系栽培に使用する用具、機械器具及び施設の管理に関し次に掲げる措置を執ること。
 - ア 開放系栽培に使用した衣服、靴、機械器具等に付着している土、種苗等の除去その他の当該開放系栽培に係る圃場等以外の場所への遺伝子組換え作物の落下を防止するために必要な措置
 - イ 専用の機械器具及び施設（以下「機械器具等」という。）の使用又は機械器具等（機械器具の部品を含む。）の定期的な洗浄若しくは清掃
 - (5) 開放系栽培に係る収穫物の収穫後1年間は、当該開放系栽培を行った圃場等において要区分一般作物を栽培しないこと。ただし、当該遺伝子組換え作物の栽培に関し次のいずれかの措置を執った場合は、この限りでない。
 - ア つぼみの除去、遺伝子組換え作物の刈取りその他の種子を生じさせない措置
 - イ 開放系栽培を行った圃場の土壌を当該開放系栽培に係る収穫物の収穫後速やかに消毒することその他の圃場等に残存する種子の発芽を防止するための措置
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める措置を執ることを要しない。
- (1) 開放系栽培を行おうとする者（その者が当該開放系栽培に係る圃場等を他の者と共同

で使用しようとする場合にあっては、当該他の者を含む。第4号において同じ。)が要区分一般作物の種苗の保管及び管理並びに要区分一般作物の栽培を行わない場合 前項第1号アに掲げる措置

- (2) 鳥獣が侵入するおそれがない施設で開放系栽培を行う場合 前項第1号ウに掲げる措置
 - (3) 収穫物の収穫を目的としない開放系栽培の場合 前項第2号に掲げる措置
 - (4) 開放系栽培を行おうとする者が要区分一般作物の収穫物の保管及び管理並びに要区分一般作物の栽培を行わない場合 前項第2号アに掲げる措置
- 3 試験研究の目的以外の目的で行う開放系栽培にあっては、第1項第4号に掲げる措置(当該開放系栽培に係る播種期、移植期及び収穫期における当該措置を除く。)を執ることを要しない。ただし、当該措置を執らない場合は、当該措置に準ずる措置を執るように努めなければならない。

(開放系栽培の計画の届出)

第4条 条例第4条第1項の規定による届出は、開放系栽培計画届出書(第1号様式)により行わなければならない。

- 2 条例第4条第1項第10号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開放系栽培に係る遺伝子組換え作物の遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第4条第1項の規定による承認の状況並びに組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續第3条第1項の規定による安全性の審査及び組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續第3条第1項の規定による確認の有無
 - (2) 開放系栽培の作業工程
 - (3) 開放系栽培に使用する機械器具等の概要及び導入計画
 - (4) 開放系栽培に係る収穫物の出荷又は販売の有無及び出荷又は販売をしない収穫物がある場合にあっては、その収穫物の使用の方法
 - (5) 開放系栽培に係る収穫物の収穫後(収穫の目的以外の目的で行う開放系栽培にあっては、その目的の達成後)の当該開放系栽培を行った圃場等の使用の方法
 - (6) 条例第11条第1項に規定する応急の措置に係る事項

(条例第5条第4項の規則で定める地域等)

第5条 条例第5条第4項に規定する規則で定める地域は、次の各号に掲げる遺伝子組換え作物の種類に応じ、当該遺伝子組換え作物に係る開放系栽培を行う圃場等からの直線距離が当該各号に定める距離以内の範囲の地域とする。

- (1) 大豆 10メートル
- (2) 稲 30メートル
- (3) その他の遺伝子組換え作物 600メートル

2 条例第5条第4項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 開放系栽培に係る圃場等を他の者と共同で使用する場合にあっては、当該他の者
- (2) 開放系栽培に係る作業を他の者と共同で使用する機械器具を用いて行う場合にあって

は、当該他の者

- (3) 条例第5条第2項に規定する届出栽培者（以下「届出栽培者」という。）が開放系栽培を行う圃場等の所有権を有しない場合にあつては、当該圃場等の所有権を有する者（法人にあつては、その代表者）
- (4) 一般作物を業として栽培する者が前項各号に掲げる遺伝子組換え作物の種類に応じ、それぞれ直線距離で当該各号に定める距離の範囲内における当該栽培に係る圃場等の所有権を有しない場合にあつては、当該圃場等の所有権を有する者（法人にあつては、その代表者）
- (5) 開放系栽培を行う圃場等が所在する市町村の長、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第35条の3第1項に規定する農業協同組合の代表理事、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第1項に規定する土地改良区の理事及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第5条第1項に規定する農業委員会の会長
（責めに帰することができない事由等）

第6条 条例第6条第2項に規定する届出予定者（同条第1項に規定する届出予定者をいう。以下この条において同じ。）の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により条例第6条第1項に規定する説明会（次号において「説明会」という。）の開催が不可能であること。
 - (2) 届出予定者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。
- 2 条例第6条第2項後段の規定による周知は、条例第5条第4項に規定する周辺農業者等に対して開放系栽培の計画の写しを送付する方法又は次に掲げる方法のうち少なくとも2以上の方法により行わなければならない。

- (1) 開放系栽培の計画の概要を前条第1項各号に掲げる遺伝子組換え作物の種類に応じ、それぞれ直線距離で当該各号に定める距離の範囲内にある掲示板に掲示する方法
- (2) 開放系栽培の計画の概要を日刊新聞紙に掲載する方法
- (3) 開放系栽培の計画を届出予定者のホームページに掲載する方法

（変更の届出）

第7条 条例第7条第1項又は第4項の規定による届出は、開放系栽培計画届出事項変更届出書（第2号様式）により行わなければならない。

2 条例第7条第1項ただし書に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開放系栽培の期間（期間を短縮する場合に限り、当該開放系栽培を廃止する場合を除く。）
- (2) 開放系栽培を行う圃場等の規模（規模を縮小する場合に限る。）
- (3) 条例第3条第1項に規定する交雑等防止措置（執るべき交雑等防止措置を追加する場合に限る。）

（開始等の届出）

第8条 条例第9条の規定による届出は、開始、廃止、休止又は再開に係るものあつては開

放系栽培開始（廃止・休止・再開）届出書（第3号様式）により、終了に係るものにあつては開放系栽培終了届出書（第4号様式）により行わなければならない。

2 前項の開放系栽培終了届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 条例第4条第1項第1号から第3号まで、第6号及び第8号に掲げる事項
- (2) 第4条第2項第2号、第4号及び第5号に掲げる事項
- (3) 開放系栽培を行った圃場等の所在地
- (4) 開放系栽培を行った圃場等の規模及び構造
- (5) 開放系栽培に係る交雑等防止措置の実施状況
- (6) 開放系栽培に使用した機械器具等

（交雑の有無の調査）

第9条 条例第10条第1項に規定する調査は、開放系栽培に係る遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物であつて当該調査のために用いるもの（以下この条において「指標作物」という。）を、次の各号に掲げる交雑を防止するために必要な措置（以下この項において「交雑防止措置」という。）を執る場合に依り、当該各号に定める方法により栽培し、当該栽培された指標作物から人為的に導入された核酸を有する遺伝子（次項において「人為的組換え遺伝子」という。）が検出されるか否かを確認する方法による調査とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる交雑防止措置を執る場合 同号アからウまでに掲げる遺伝子組換え作物の種類に依り、それぞれ直線距離で同号アからウまでに定める距離以上の距離を確保した場所において、当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物の通常想定される開花期と重複するように栽培する方法
- (2) 第2条第2号に掲げる交雑防止措置を執る場合 第5条第1項各号に掲げる遺伝子組換え作物の種類に依り、それぞれ直線距離で当該各号に定める距離の範囲内で、当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物を栽培する場所と当該遺伝子組換え作物を栽培する場所との間の場所において、当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物の通常想定される開花期と重複するように栽培する方法

2 前項の規定による確認は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 前項の規定により栽培した指標作物の種子1万粒を抽出（キセニア現象（植物を交配した場合において、一方の植物の花粉の性質が即時に他方の植物の種子の胚乳に現れる現象をいう。以下この号において同じ。）を生ずる指標作物で、種子を抽出する時期に視覚により明確に識別できるキセニア現象を生じているものにあつては、その種子を抽出）し、次のいずれかにより確認する方法

ア ポリメラーゼ連鎖反応法（デオキシリボ核酸ポリメラーゼの反応を繰り返し起こさせることで、デオキシリボ核酸の特定の配列部分を大量に増殖させる方法をいう。）

その他の人為的組換え遺伝子を検知することができる方法

イ 薬剤耐性の有無を確認する方法（人為的組換え遺伝子の特性により薬剤耐性を有することとなった遺伝子組換え作物に係る確認を行う場合に限る。）

ウ 酵素免疫測定法（抗原抗体反応を利用してたんぱく質等の抗原の濃度を測定する方法をいう。）その他の人為的組換え遺伝子によって生じたたんぱく質を検知すること

ができる方法

(2) その他交雑の有無を確認することができる科学的な検知方法

(その他の遵守事項)

第10条 条例第12条第1号の規定による標識の設置は、第5号様式により行うものとする。

2 条例第12条第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開放系栽培に係る作業工程

(2) 開放系栽培に係る収穫物の管理、出荷、販売及び使用の状況

(身分証明書)

第11条 条例第16条第3項に規定する証明書の様式は、第6号様式のとおりとする。

2 条例第17条第2項に規定する証明書の様式は、第7号様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

別表（第1条関係）

名 称	種 類
カーネーション	(1) 青紫色カーネーション123.2.2 (F3'5'H, DFR, <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI:FL0-40619-7) (2) 青紫色カーネーション11 (F3'5'H, DFR, <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI:FL0-07442-4) (3) 青紫色カーネーション11363 (F3'5'H, DFR, <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI:FL0-11363-1) (4) 青紫色カーネーション123.2.38 (F3'5'H, DFR, <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI:FL0-40644-4) (5) 青紫色カーネーション123.8.8 (F3'5'H, DFR, <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI:FL0-40685-1) (6) 青紫色カーネーション (F3'5'H, DFR, surB, <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) (123.8.12, OECD UI:FL0-40689-6) (7) 青紫色及び除草剤クロロスルフロロン耐性カーネーション (F3'5'H, DFR, surB, <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) (19907, OECD UI:IFD-19907-9)
バラ	(1) フラボノイド生合成経路を改変したバラ (F3'5'H, 5AT, <i>Rosa hybrid a</i>) (WKS82/130-4-1, OECD UI:IFD-52401-4) (2) フラボノイド生合成経路を改変したバラ (F3'5'H, 5AT, <i>Rosa hybrid a</i>) (WKS82/130-9-1, OECD UI:IFD-52901-9)

第1号様式（第4条関係）（第1面）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住所 氏名 電話番号
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 （ ） -

開放系栽培計画届出書

神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 開放系栽培の目的

<input type="checkbox"/> 試験研究	<input type="checkbox"/> 出荷又は販売	<input type="checkbox"/> 自家消費又は加工
<input type="checkbox"/> その他（ ）		

2 開放系栽培に係る遺伝子組換え作物に係る事項

名称（作物名）	
種類（品種又は系統）	
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第4条第1項の規定による承認の状況	承認年月日 （ 年 月 日） 承認された第一種使用等の内容 （ ）
組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の第3条第1項の規定による安全性の審査の有無	<input type="checkbox"/> 審査済 <input type="checkbox"/> 未審査
組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の第3条第1項の規定による確認の有無	<input type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 未確認

3 開放系栽培を行う圃場等の所在地

--

4 開放系栽培を行う圃場等の規模及び構造

規模	<input type="checkbox"/> 圃場 総面積 平方メートル （各圃場の面積）
	<input type="checkbox"/> 施設 延べ面積 平方メートル （各施設の延べ面積及び棟数）
構造	<input type="checkbox"/> ビニールハウス <input type="checkbox"/> ガラス温室 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(第3面)

(2) 混入を防止するための措置

<p>ア 開放系栽培に係る種苗の管理に関する措置</p> <p>(7) <input type="checkbox"/> 当該開放系栽培に係る種苗を当該開放系栽培に係る遺伝子組換え作物が混入するおそれがある一般作物（以下「要区分一般作物」という。）の種苗と区分して保管し、及び管理するために必要な措置 （具体的な措置の内容）</p> <p><input type="checkbox"/> 開放系栽培を行おうとする者（その者が当該開放系栽培に係る圃場等を他の者と共同で使用しようとする場合にあっては、当該他の者を含む。）が要区分一般作物の種苗の保管及び管理並びに要区分一般作物の栽培を行わない。</p> <p>(4) <input type="checkbox"/> 要区分一般作物を栽培する圃場等に当該開放系栽培に係る種苗を散乱させないために必要な措置 （具体的な措置の内容）</p> <p>(5) <input type="checkbox"/> 鳥獣の侵入を防止するために必要な措置 （具体的な措置の内容）</p> <p><input type="checkbox"/> 鳥獣が侵入するおそれがない施設内において開放系栽培を行う。</p>
<p>イ 開放系栽培に係る収穫物の管理に関する措置</p> <p>(7) <input type="checkbox"/> 当該開放系栽培に係る収穫物を要区分一般作物の収穫物と区分して保管し、及び管理するために必要な措置 （具体的な措置の内容）</p> <p><input type="checkbox"/> 収穫を目的とした開放系栽培でない。</p> <p><input type="checkbox"/> 開放系栽培を行おうとする者（その者が当該開放系栽培に係る圃場等を他の者と共同で使用しようとする場合にあっては、当該他の者を含む。）が要区分一般作物の収穫物の保管及び管理並びに要区分一般作物の栽培を行わない。</p> <p>(4) <input type="checkbox"/> 当該開放系栽培に係る収穫物の搬出、運搬等の際の落下を防止するために必要な措置 （具体的な措置の内容）</p> <p><input type="checkbox"/> 収穫を目的とした開放系栽培でない。</p>
<p>ウ 開放系栽培に係る収穫物以外の部位を不活化するために必要な措置 （具体的な措置の内容）</p>
<p>エ 開放系栽培に使用する用具、機械器具及び施設の管理に関する措置</p> <p><input type="checkbox"/> 当該開放系栽培に係る圃場等以外の場所への遺伝子組換え作物の落下を防止するために必要な措置 （具体的な措置の内容）</p> <p><input type="checkbox"/> 専用の機械器具及び施設（以下「機械器具等」という。）の使用</p> <p><input type="checkbox"/> 機械器具等（機械器具の部品を含む。）の定期的な洗浄又は清掃</p>
<p><input type="checkbox"/> 開放系栽培に係る収穫物の収穫後1年未満の間に当該開放系栽培を行った圃場等において要区分一般作物を栽培する場合に執る措置</p> <p><input type="checkbox"/> 遺伝子組換え作物の種子を生じさせない措置 （具体的な措置の内容）</p> <p><input type="checkbox"/> 当該圃場等に残存する種子の発芽を防止するための措置 （具体的な措置の内容）</p>

(第4面)

7 一般作物との交雑の有無を確認するための調査に関する事項

<input type="checkbox"/>	人為的に導入された核酸を有する遺伝子を検知することができる方法 (具体的な確認方法)
<input type="checkbox"/>	薬剤耐性の有無を確認する方法 (具体的な確認方法)
<input type="checkbox"/>	人為的に導入された核酸を有する遺伝子によって生じたたんぱく質を検知することができる方法 (具体的な確認方法)
<input type="checkbox"/>	その他科学的な検知方法 (具体的な確認方法)

8 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第8条第1項の管理責任者の氏名及び住所

氏名	
住所	

9 開放系栽培の作業工程

作業の時期	作業の工程	作業の方法

10 開放系栽培に使用する機械器具等の概要及び導入計画

(1) 概要

作業の工程	機械器具等の名称	作業能力	数量

(2) 導入計画

--

(第5面)

- 11 開放系栽培に係る収穫物の出荷又は販売の有無及び出荷又は販売をしない収穫物がある場合にあっては、その収穫物の使用の方法

<input type="checkbox"/> 出荷 <input type="checkbox"/> 販売
<input type="checkbox"/> 出荷又は販売をしない（収穫物の使用の方法）

- 12 開放系栽培に係る収穫物の収穫後の当該開放系栽培を行った圃場等の使用の方法

使用する時期	年 月から 年 月まで
使用の方法	

- 13 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第11条第1項に規定する応急の措置に係る事項

連絡体制	
知事への報告の方法	
その他	

- 備考
- 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
 - 2 第1面4の欄には、開放系栽培に係る施設のうち、当該開放系栽培に係る播種又は移植から収穫に至るまでの間に使用する施設について記載してください。
 - 3 試験研究を目的とする開放系栽培の場合は、第3面(2)イの欄には当該試験研究に用いる部位について、ウの欄には当該試験研究に用いる部位以外の部位について記載してください。
 - 4 第4面10の欄には、機械器具及び第1面4の欄に記載した施設以外の施設について記載してください。
 - 5 収穫の目的以外の目的で行う開放系栽培の場合は、第5面12の欄には、その目的の達成後の圃場等の使用の方法について記載してください。
 - 6 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付してください。

添付書類

- 1 開放系栽培を行う圃場等の付近の見取図
- 2 開放系栽培を行う圃場等の規模及び構造を明らかにした図面
- 3 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第6条第1項の規定により開催した説明会の概要（当該説明会を開催することができなかつた場合にあっては、同条第2項の規定による周知の概要）を記載した書類

第2号様式（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住所 氏名 電話番号 () -

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

開放系栽培計画届出事項変更届出書

開放系栽培計画の届出事項を変更したい（した）ので、神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第7条第1項（第4項）の規定により、次のとおり届け出ます。

開放系栽培計画届出年月日	年 月 日	
変更（予定）年月日	年 月 日	
変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更の理由		

添付書類

- 1 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第7条第1項の規定による届出の場合は、開放系栽培を行う圃場等の付近の見取図、開放系栽培を行う圃場等の規模及び構造を明らかにした図面並びに同条例第6条第1項の規定により開催した説明会の概要（当該説明会を開催することができなかつた場合にあつては、同条第2項の規定による周知の概要）を記載した書類
- 2 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第7条第4項の規定による届出のうち、開放系栽培を行う圃場等の規模の縮小の場合は、変更後の開放系栽培を行う圃場等の規模及び構造を明らかにした図面

第3号様式（第8条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住所 氏名 電話番号 () -

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

開放系栽培開始（廃止・休止・再開）届出書

開放系栽培を開始（廃止・休止・再開）したので、神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

開放系栽培計画届出年月日	年 月 日	
開放系栽培を開始（廃止・休止・再開）した遺伝子組換え作物	名称（作物名）	
	種類（品種又は系統）	
開放系栽培を開始（廃止・休止・再開）した年月日	年 月 日	
開放系栽培を廃止（休止・再開）した理由		
開放系栽培を廃止（休止）した遺伝子組換え作物の処分の方法		

第4号様式（第8条関係）（第1面）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住所 氏名 電話番号
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
（ ） -

開放系栽培終了届出書

神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 開放系栽培の目的

<input type="checkbox"/> 試験研究	<input type="checkbox"/> 出荷又は販売	<input type="checkbox"/> 自家消費又は加工
<input type="checkbox"/> その他（ ）		

2 開放系栽培に係る遺伝子組換え作物の名称及び種類

名称（作物名）	
種類（品種又は系統）	

3 開放系栽培を行った圃場等の所在地

--

4 開放系栽培を行った圃場等の規模及び構造

規模	<input type="checkbox"/> 圃場 総面積 平方メートル (各圃場の面積)
	<input type="checkbox"/> 施設 延べ面積 平方メートル (各施設の延べ面積及び棟数)
構造	<input type="checkbox"/> ビニールハウス <input type="checkbox"/> ガラス温室 <input type="checkbox"/> その他（)

5 開放系栽培の期間

年 月 日から 年 月 日まで

(第3面)

(2) 混入を防止するための措置

ア 開放系栽培に係る種苗の管理に関する措置
(7) <input type="checkbox"/> 当該開放系栽培に係る種苗を当該開放系栽培に係る遺伝子組換え作物が混入するおそれがある一般作物（以下「要区分一般作物」という。）の種苗と区分して保管し、及び管理するために必要な措置 （具体的な措置の内容）
<input type="checkbox"/> 届出栽培者（届出栽培者が当該開放系栽培に係る圃場等を他の者と共同で使用した場合には、当該他の者を含む。）が要区分一般作物の種苗の保管及び管理並びに要区分一般作物の栽培を行わなかった。
(4) <input type="checkbox"/> 要区分一般作物を栽培する圃場等に当該開放系栽培に係る種苗を散乱させないために必要な措置 （具体的な措置の内容）
(9) <input type="checkbox"/> 鳥獣の侵入を防止するために必要な措置 （具体的な措置の内容）
<input type="checkbox"/> 鳥獣が侵入するおそれがない施設内において開放系栽培を行った。
イ 開放系栽培に係る収穫物の管理に関する措置
(7) <input type="checkbox"/> 当該開放系栽培に係る収穫物を要区分一般作物の収穫物と区分して保管し、及び管理するために必要な措置 （具体的な措置の内容）
<input type="checkbox"/> 収穫を目的とした開放系栽培でなかった。
<input type="checkbox"/> 届出栽培者（届出栽培者が当該開放系栽培に係る圃場等を他の者と共同で使用した場合には、当該他の者を含む。）が要区分一般作物の収穫物の保管及び管理並びに要区分一般作物の栽培を行わなかった。
(4) <input type="checkbox"/> 当該開放系栽培に係る収穫物の搬出、運搬等の際の落下を防止するために必要な措置 （具体的な措置の内容）
<input type="checkbox"/> 収穫を目的とした開放系栽培でなかった。
ウ 開放系栽培に係る収穫物以外の部位を不活化するために必要な措置 （具体的な措置の内容）
エ 開放系栽培に使用する用具、機械器具及び施設の管理に関する措置
<input type="checkbox"/> 当該開放系栽培に係る圃場等以外の場所への遺伝子組換え作物の落下を防止するために必要な措置 （具体的な措置の内容）
<input type="checkbox"/> 専用の機械器具及び施設（以下「機械器具等」という。）の使用
<input type="checkbox"/> 機械器具等（機械器具の部品を含む。）の定期的な洗浄又は清掃
<input type="checkbox"/> 開放系栽培に係る収穫物の収穫後1年未満の間に当該開放系栽培を行った圃場等において要区分一般作物を栽培する場合に執る措置
<input type="checkbox"/> 遺伝子組換え作物の種子を生じさせない措置 （具体的な措置の内容）
<input type="checkbox"/> 当該圃場等に残存する種子の発芽を防止するための措置 （具体的な措置の内容）

(第4面)

7 一般作物との交雑の有無を確認するための調査に関する事項

<input type="checkbox"/> 人為的に導入された核酸を有する遺伝子を検知することができる方法 (具体的な確認方法)
<input type="checkbox"/> 薬剤耐性の有無を確認する方法 (具体的な確認方法)
<input type="checkbox"/> 人為的に導入された核酸を有する遺伝子によって生じたたんぱく質を検知することができる方法 (具体的な確認方法)
<input type="checkbox"/> その他科学的な検知方法 (具体的な確認方法)

8 開放系栽培の作業工程

作業の時期	作業の工程	作業の方法

9 開放系栽培に使用した機械器具等

作業の工程	機械器具等の名称	作業能力	数量

10 開放系栽培に係る収穫物の出荷又は販売の有無及び出荷又は販売をしない収穫物がある場合にあっては、その収穫物の使用の方法

<input type="checkbox"/> 出荷 <input type="checkbox"/> 販売
<input type="checkbox"/> 出荷又は販売をしない (収穫物の使用の方法)

11 開放系栽培に係る収穫物の収穫後の当該開放系栽培を行った圃場等の使用の方法

使用する時期	年 月から 年 月まで
使用の方法	

- 備考
- 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
 - 2 第1面4の欄には、開放系栽培に係る施設のうち、当該開放系栽培に係る播種又は移植から収穫に至るまでの間に使用した施設について記載してください。
 - 3 試験研究を目的とした開放系栽培の場合は、第3面(2)イの欄には当該試験研究に用いる部位について、ウの欄には当該試験研究に用いる部位以外の部位について記載してください。
 - 4 第4面9の欄には、機械器具及び第1面4の欄に記載した施設以外の施設について記載してください。
 - 5 収穫の目的以外の目的で行った開放系栽培の場合は、第4面11の欄には、その目的の達成後の圃場等の使用の方法について記載してください。
 - 6 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付してください。

第5号様式（第10条関係）（用紙 日本工業規格A3横長型以上）

遺伝子組換え作物栽培圃場等	
名称（作物名）	
種類（品種又は系統）	
開放系栽培の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
圃場等の使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
圃場等の所在地	
圃場等の規模（面積）	平方メートル
届出栽培者	
管理責任者	
連絡先	

第6号様式（第11条関係）（表）（用紙 日本工業規格 B 8 横長型）

第 号	身 分 証 明 書
写 真	所 属 職 名 氏 名
上記の者は、神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第16条に 規定する立入検査等の権限を有する職員であることを証明する。 年 月 日	
神奈川県知事印	

備考 写真は縦2.5センチメートル、横1.8センチメートルとする。

（裏）

神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例（抜粋） （報告徴収等） 第16条 略 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、届出栽培者又は 第4条第1項の規定による届出をしないで開放系栽培を行っている者若しくは行 った者に係る開放系栽培の圃場等その他の事業場に立ち入らせ、届出栽培者等に 質問させ、遺伝子組換え作物、圃場等、書類その他の物件を検査させ、又は検査 に必要な最小限度の分量に限り遺伝子組換え作物を無償で収去させることができ る。 3 前項の規定により立入り、質問、検査又は収去（次項及び第18条において「立 入検査等」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に 提示しなければならない。 4 略 （罰則） 第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1)～(7) 略 (8) 第16条第2項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しく は忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(4) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (抜粋)

(平成15年法律第97号)

(定義)

- 第二条** この法律において「生物」とは、一の細胞（細胞群を構成しているものを除く。）又は細胞群であって核酸を移転し又は複製する能力を有するものとして主務省令で定めるもの、ウイルス及びウイロイドをいう。
- 2 この法律において「遺伝子組換え生物等」とは、次に掲げる技術の利用により得られた核酸又はその複製物を有する生物をいう。
- 一 細胞外において核酸を加工する技術であって主務省令で定めるもの
 - 二 異なる分類学上の科に属する生物の細胞を融合する技術であって主務省令で定めるもの
- 3 この法律において「使用等」とは、食用、飼料用その他の用に供するための使用、栽培その他の育成、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為をいう。
- 4 この法律において「生物の多様性」とは、生物の多様性に関する条約第二条に規定する生物の多様性をいう。
- 5 この法律において「第一種使用等」とは、次項に規定する措置を執らないで行う使用等をいう。
- 6 この法律において「第二種使用等」とは、施設、設備その他の構造物（以下「施設等」という。）の外の大気、水又は土壤中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する意図をもって行う使用等であって、そのことを明示する措置その他の主務省令で定める措置を執って行うものをいう。
- 7 この法律において「拡散防止措置」とは、遺伝子組換え生物等の使用等に当たって、施設等を用いることその他必要な方法により施設等の外の大気、水又は土壤中に当該遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するために執る措置をいう。

(遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る第一種使用規程の承認)

- 第四条** 遺伝子組換え生物等を作成し又は輸入して第一種使用等をしようとする者その他の遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしようとする者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第一種使用等に関する規程（以下「第一種使用規程」という。）を定め、これにつき主務大臣の承認を受けなければならない。ただし、その性状等からみて第一種使用等による生物多様性影響が生じないことが明らかな生物として主務大臣が指定する遺伝子組換え生物等（以下「特定遺伝子組換え生物等」という。）の第一種使用等をしようとする場合、この項又は第九条第一項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた第一種使用規程（第七条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき主務大臣により変更された第一種使用規程については、その変更後のもの）に定める第一種使用等をしようとする場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第一種使用等による生物多様性影響について主務大臣が定めるところにより評価を行い、その結果を記載した図書（以下「生物多様性影響評価書」という。）その他主務省令で定める書類とともに、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。第十三条第二項第一号及び第十八条第四項第二号において同じ。）

二 第一種使用規程

3 第一種使用規程は、主務省令で定めるところにより、次の事項について定めるものとする。

一 遺伝子組換え生物等の種類の名称

二 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容及び方法

4 主務大臣は、第一項の承認の申請があった場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請に係る第一種使用規程について、生物多様性影響に関し専門の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定により学識経験者から聴取した意見の内容及び基本的事項に照らし、第一項の承認の申請に係る第一種使用規程に従って第一種使用等をする場合に野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の生物多様性影響が生ずるおそれがないと認めるときは、当該第一種使用規程の承認をしなければならない。

6 第四項の規定により意見を求められた学識経験者は、第一項の承認の申請に係る第一種使用規程及びその生物多様性影響評価書に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

7 前各項に規定するもののほか、第一項の承認に関して必要な事項は、主務省令で定める。

(5) 参考様式

参考様式1 (第4条関係)

説明会の開催概要について

開催日時：	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分
開催場所：	※所在地及び会場名を記入
主催者：	※届出する者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
説明者：	※住所及び氏名又は所属及び職・氏名 (上と同じ場合は「同上」と記載)
出席者の概要：	出席者〇〇人
(内訳)	<ul style="list-style-type: none">・一般作物を業として栽培する者 (〇〇人/〇〇人)・圃場等を届出栽培者(届出予定者)と共同で使用する者 (〇〇人/〇〇人)・機械器具等を届出栽培者(届出予定者)と共同で使用する者 (〇〇人/〇〇人)・開放系栽培を行う圃場等の所有権者 (〇〇人/〇〇人)・一般作物を業として栽培する者がその圃場等の所有権を有していない場合は圃場の所有権者 (〇〇人/〇〇人)・市町村、農協、土地改良区及び農業委員会の長 (〇〇人/〇〇人)・その他の者 (〇〇人)
	※ (出席した人数/案内を送付した人数)

1 説明の内容

2 主な質疑の内容

参考様式 2 (条例第 4 条関係)

周知の概要について

周知の方法：	<input type="checkbox"/> 周辺農業者等に対して、開放系栽培の計画の写しを送付する方法 <input type="checkbox"/> 開放系栽培の計画の概要を掲示板に掲示する方法 <input type="checkbox"/> 開放系栽培の概要を日刊新聞紙に掲載する方法 <input type="checkbox"/> 開放系栽培の計画を届出予定者のホームページに掲載する方法
周知の時期：	平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日 ※方法ごとに異なる場合は、それぞれ記載します
周知を行った者：	人数 〇〇人
(内訳)	<ul style="list-style-type: none">・一般作物を業として栽培する者 (〇〇人/〇〇人)・圃場等を届出栽培者(届出予定者)と共同で使用する者 (〇〇人/〇〇人)・機械器具等を届出栽培者(届出予定者)と共同で使用する者 (〇〇人/〇〇人)・開放系栽培を行う圃場等の所有者 (〇〇人/〇〇人)・一般作物を業として栽培する者がその圃場等の所有権を有していない場合は圃場の所有者 (〇〇人/〇〇人)・市町村、農協、土地改良区及び農業委員会の長 (〇〇人/〇〇人)・その他の者 (〇〇人) ※「開放系栽培の計画の写しを送付する方法」による周知した人数等を記載する (周知した人数/周知しなければならない者の人数)。

1 周知の内容

2 周知を行った者からの意見等

参考様式3（条例第11条関係）

年 月 日

神奈川県知事殿

住所
届出者 氏名
電話番号 () -

}

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

開放系栽培事故届出書

事故の発生により交雑等が生ずるおそれがある（交雑等が生じた）ので、神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

開放系栽培計画届出年月日	年 月 日
事故の状況	
執った措置の内容	

備考 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付してください。

参考様式 4（条例第13条関係）

年 月 日

神奈川県知事殿

住所
届出者 氏名
電話番号 () -

}

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

開放系栽培承継届出書

届出栽培者の地位を承継したので、神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

開放系栽培計画届出年月日	年 月 日	
承継年月日	年 月 日	
承継の内容	承継前	承継後
承継の理由		

添付書類

- 1 承継の事実を証する書面

様式のファイル入手や最新情報は、神奈川県農政課のホームページ「遺伝子組換え作物の栽培に係る取組について」をご覧ください。

神奈川県

環境農政局農政部農政課 農業企画グループ

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 (045)210-1111 (内線4415)